# 平成30年度
# 沼　津　市　津　波　対　策　計　画

## 本　　編

平成３１年３月

沼　　津　　市

# ≪ 目　次 ≫


## Ⅰ　第４次地震被害想定の概要と津波対策計画の考え方

１．津波被害想定と津波避難困難地区 …… 1

２．津波対策に係る経緯と課題 …… 4

３．津波対策計画に係る基本的考え方 …… 5

## Ⅱ　津波避難計画

１．津波避難計画の考え方 …… 7

２．避難開始時間と避難速度 …… 9

３．津波避難計画（逃げ地図（推奨））の作成方針…… 10

４．津波避難計画（逃げ地図（推奨）） …… 13

## Ⅲ　短期事業計画

１．短期事業計画の考え方 …… 24

２．事業選定の方針 …… 26

３．短期事業計画 …… 29

## Ⅳ　今後の進め方

１．地元主導の対策と避難阻害要因の解消 …… 45

２．観光交流人口対策と要支援者対策 …… 47

# Ⅰ　第４次地震被害想定の概要と津波対策計画の考え方

## １．津波被害想定と津波避難困難地区

○　「静岡県第４次地震被害想定」において、沼津市の沿岸域では、レベル２津波の発生時に広範な浸水域が想定され、木造家屋の倒壊率が高まる２ｍ以上の浸水深のエリアも広く存在する。

○　レベル２津波は「発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」を想定していることから、「津波避難」が重要な対策となる。

○　さらに、沼津市で想定されているレベル２津波の特徴として、沿岸部への到達時間が５分程度で、**「陸域における浸水開始時間が５分から１０分という“極めて早いエリア”が存在する」**という点があげられる。

○　このことから**「津波避難に係る問題点」**として、以下が整理される。

①　現環境では、頑張って逃げても、「逃げきることが難しい場所（津波避難困難地区＊）」がある。

＊　津波避難困難地区は、「戸田地区」の一部、「第二地区」の一部、「第三地区」の一部に存在

②　逃げる時間に余裕が無いため、「少しの逃げ遅れで、津波に巻き込まれる」ことも想定される。

③　避難時間が限られた中で、避難の経路も限定され、「道路が閉塞すると大きな被害」につながることも懸念される。

④　避難時間が限定され、車による避難や人に頼る避難も難しく、「足腰が弱い方々など、外に逃げるという行為自体が困難」な場合がある。

### ■　レベル２津波の定義と対応の方向

○　「レベル２津波」は、中央防災会議「東北地方太平洋地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」により、

―　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

とされ、対策の方向として以下が示されている。

―　住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要

## ■　浸水深

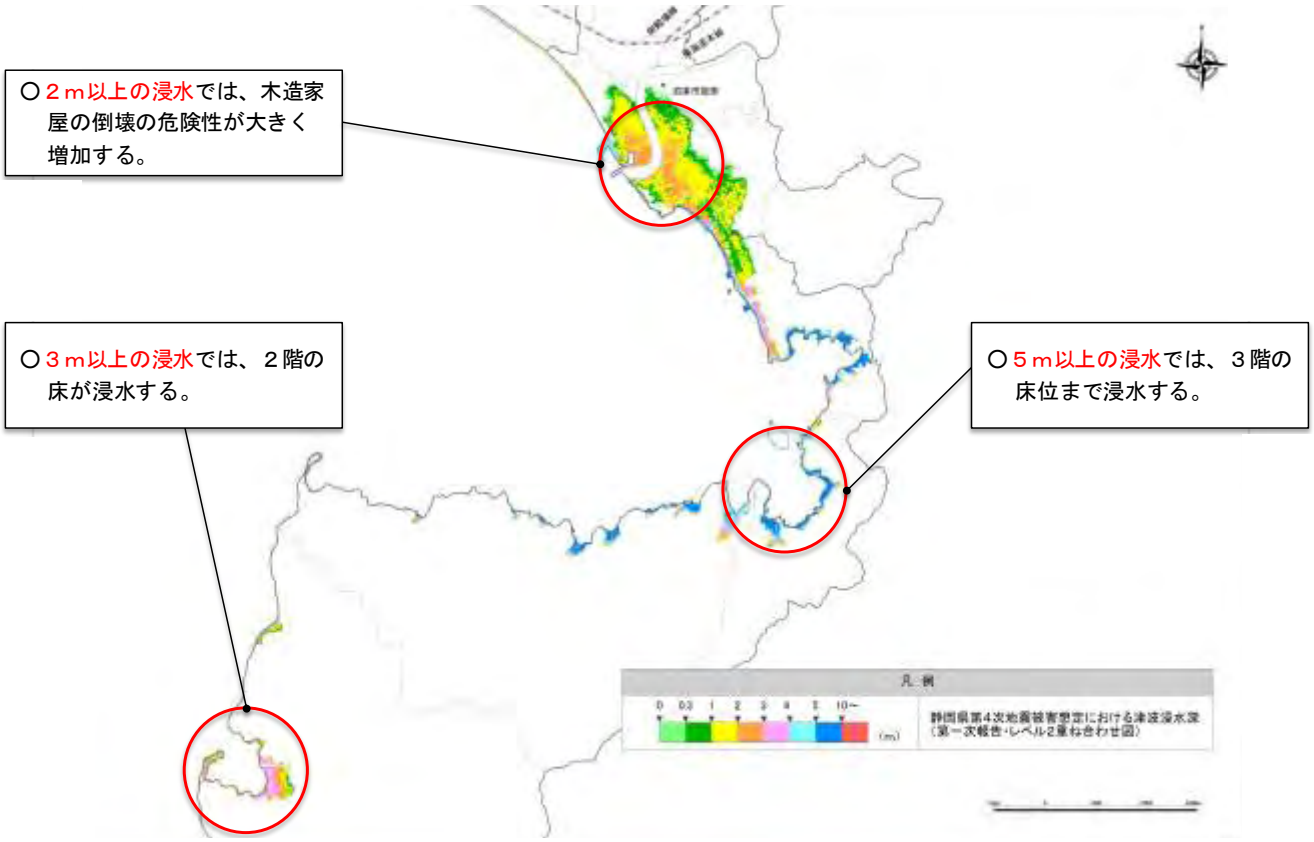
○２ｍ以上の浸水では、木造家屋の倒壊の危険性が大きく増加する。
○３ｍ以上の浸水では、２階の床が浸水する。
○５ｍ以上の浸水では、３階の床位まで浸水する。
凡例
0　0.3　1　2　3　4　5　10～
(m)
静岡県第4次地震被害想定における津波浸水深
（第一次報告・レベル2重ね合わせ図）

## ■　浸水開始時間

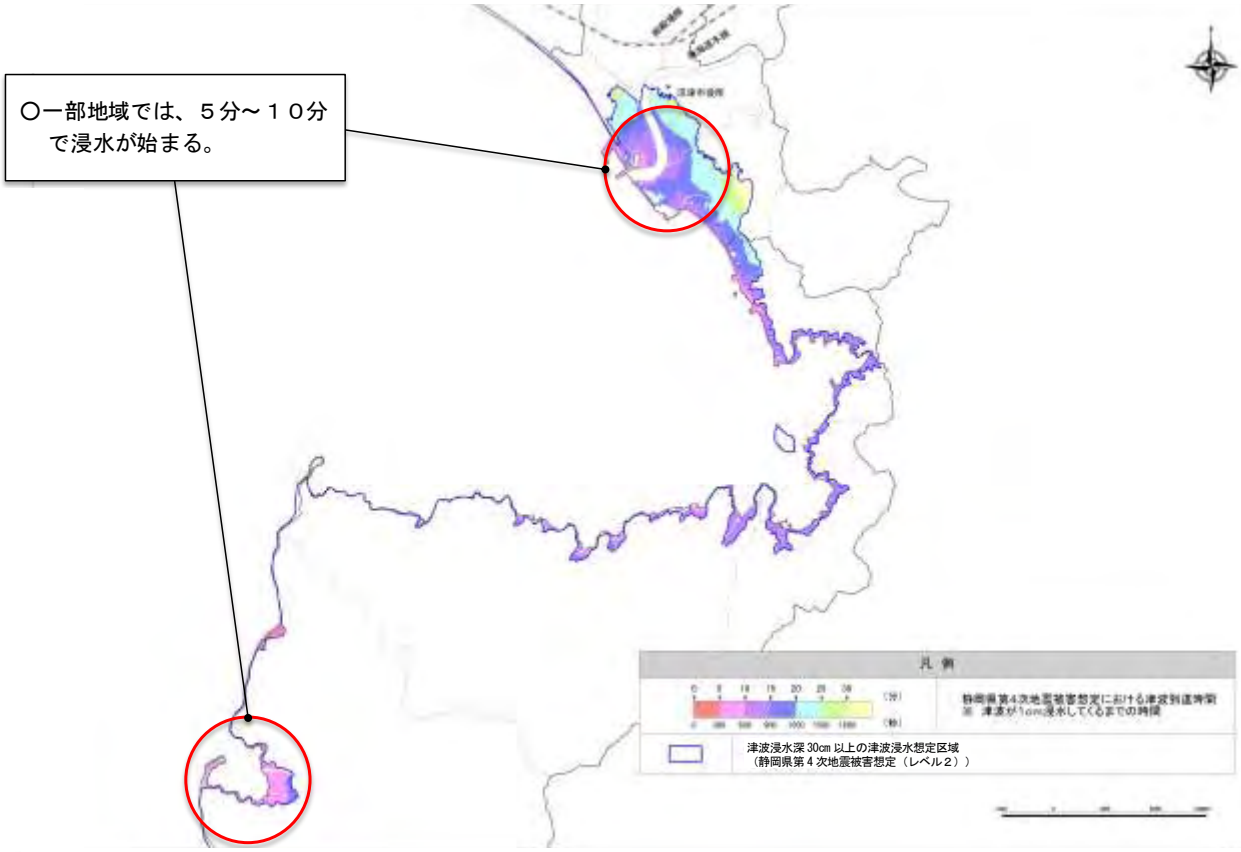
○一部地域では、５分～１０分で浸水が始まる。
凡例
津波浸水深 30cm 以上の津波浸水想定区域
（静岡県第４次地震被害想定（レベル２））

■　津波避難困難地区

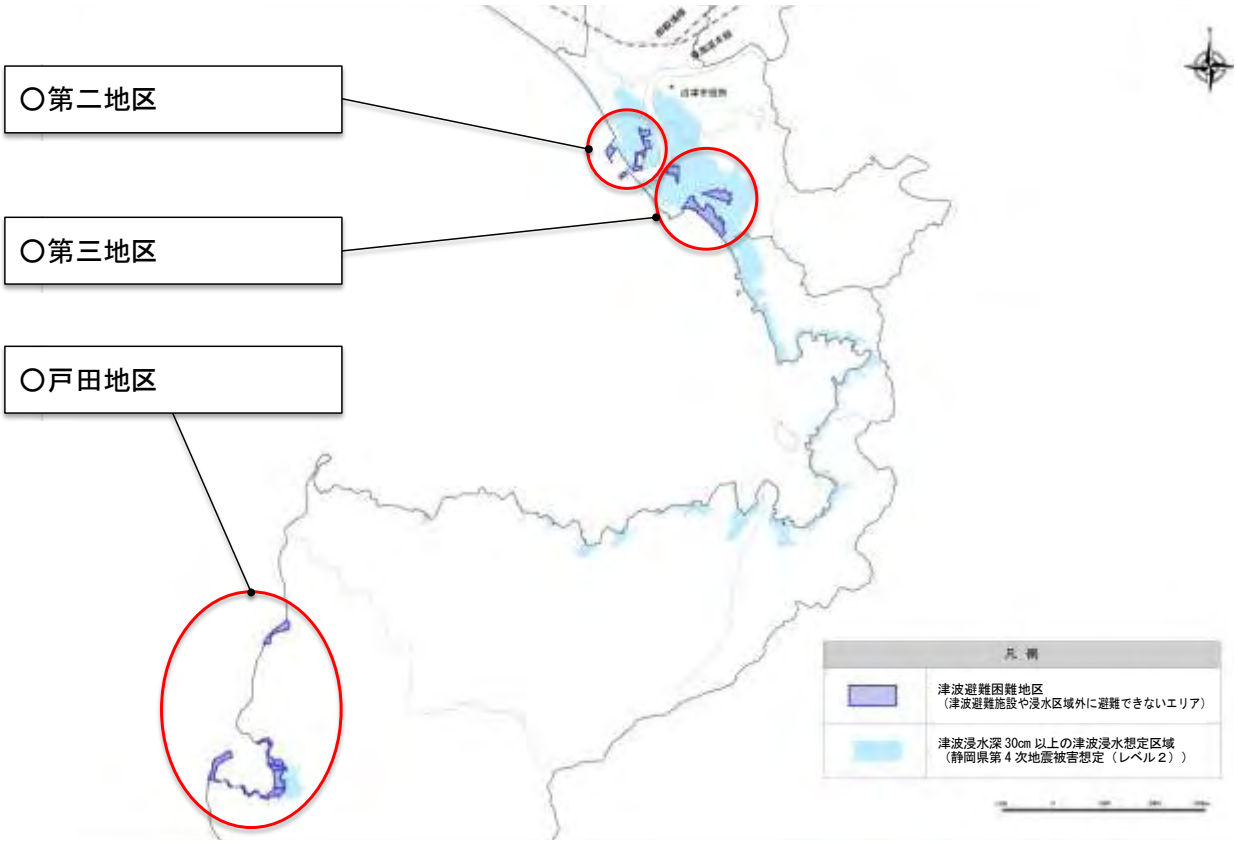


**【津波避難困難地区の設定方法と基準（平成２９年度）】**

１．設定方法

○　津波の浸水区域外もしくは津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー、津波避難マウント、津波避難路）に、津波の到達前にたどり着くことが困難なエリアを抽出する。

２．設定に係る「避難基準」

①　避難開始時間　：地震発生後５分

②　避難速度　　：１ｍ／秒

③　津波避難施設

○　階数　　：３階建て以上

（避難階は想定浸水深に対して浸水しない階の１層以上上の階）

○　構造　　：ＲＣ/ＳＲＣ（Ｓ５６以降の新耐震基準に準拠、同等の耐震補強済み）

○　容量　　：１人／㎡

④　避難方向　　：原則として津波から遠ざかる方向、最寄りの浸水区域外もしくは津波避難施設等に向かう方向

⑤　避難距離　　：原則５００ｍ以下（津波の進入方向及び横方向には２００ｍ以下）

## ２．津波対策に係る経緯と課題

○　第４次地震被害想定を受け、沼津市では「沼津市地震津波アクションプラン」を策定し、これに基づき対策を進めるとともに、平成２７年から２９年にかけて、住民と共に「避難行動ワークショップ」を実施してきた。

○　津波避難困難地区については、避難行動の迅速化や津波避難ビルの指定等、自助・共助・公助で其々に対策を進めてきたことで大幅な削減が計られたものの、現在でも一部地域に残存しており、早急に対策を講じる必要がある。

○　さらには、津波避難困難地区は、あくまで一定の基準の下に算出したものである。津波避難困難地区の解消の先に、安全性を確実に積み上げていくことが重要であり、このためには、単なる個別対策の羅列では限界があり、対策効果と連動する取り組みの着実な遂行が不可欠である。

○　一方、「避難行動ワークショップ」により、住民の中に避難行動の重要性について周知が図られたことで、今後、避難訓練等を通じて実効性が高まることが期待される。しかしながら、避難を阻害する要因については、ワークショップで列挙されたものの、課題のままとなっている。

○　このようなことを踏まえると、津波対策にあっては、

**―　先ず、「津波避難困難地区の解消」**

を喫緊の課題としつつ、

**―　あわせて、「更なる安全性の向上に向けた対策」に“如何に繋げていくか”**

について、検討が必要である。

○　この際重要なことは、これまでに、できるところについてはある程度まで対策を進めてきた現状にあっては、計画として総合的取り組みが網羅されていても、単なる個々の事業の羅列では十分な効果が得られない点である。

○　「計画の体系化」に加え、「必要な事業の推進策」が重要になるが、これについては、各段階で、「やるべきこと（どこで、何を、どれくらい、誰が、どうやって）」をその効果に照らしつつ、次の段階の課題を明示することで、「できるところから」進めながらも、次の段階につなげていくことができると考える。

○　「津波避難困難地区の解消」の検討に際しても、「更なる安全性の向上に向けた対策」に適切につなげていくためには、以下の点が重要になり、これらの両立を図る必要がある。

・　庁内各課への、課題の提示等による「取り組みの方向性の確認と検討」

・　地域性の反映や、継続性や実効性の向上に必要な「地元の主体性の尊重と醸成」

## ３．津波対策計画に係る基本的考え方

### （１）津波対策計画の基本方針

○　レベル２津波に対し、津波避難困難地区の解消から、更なる安全性の向上に向けた対策までを確実に推進していくため、**「総合的取り組み」**を行う。

①　**自助・共助**（市民一人一人・地域が頑張る）＆**公助**（地域・市民の頑張りを行政が支援）

②　**ソフト**（行動・意識、個々の準備）＆**ハード**（建物・土木構造物）

③　**短期**（すぐに始めて成果を出す）＆**中長期**（今から始めつつ、時間を掛けて成果を出す）

○　このうち、短期的取り組みでは「津波避難困難地区の解消」を図りつつ、中期的取り組みとして「避難阻害要因の改善」、長期的取り組みとして「逃げ遅れへの対応等」を目指す。

○　それぞれの期間で一定の成果を目指すが、達成後も「安全の水準を上乗せする」べく、必要に応じ基準を見直しながら、対象期間の後も同様の取り組みを継続することとする。

○　また、各段階の取り組みを体系化し、推進するため「課題を明示し、次の段階を後押し」することに留意する。

■　「総合的取り組み」の進め方イメージ

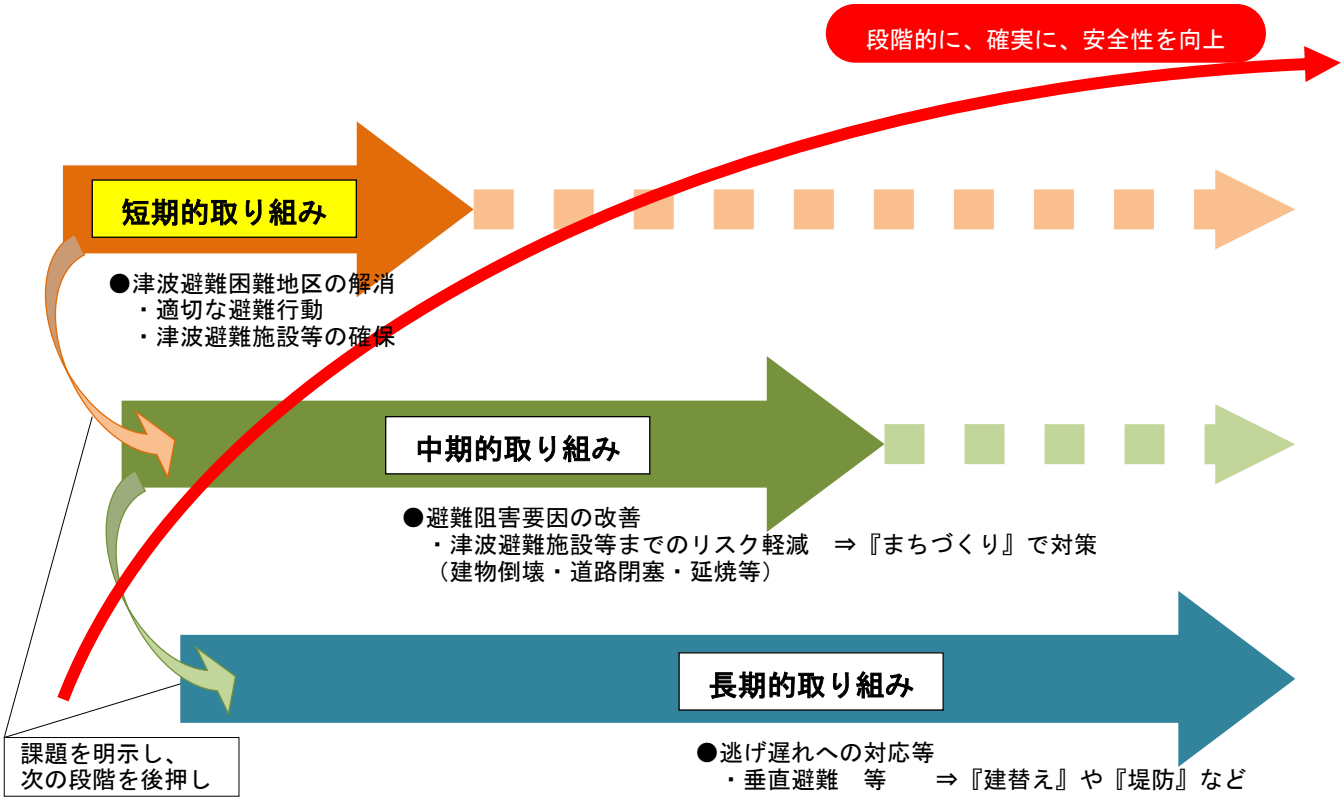

## （２）本計画の検討対象と手順

○　本計画では、短期的取り組みである「津波避難困難地区の解消」を実現するための対策を整理する。

○　検討にあたっては、「津波避難計画」を作成しつつ、「津波避難計画の成立に必要な対策」という観点から、津波避難困難地区の解消に必要な事業等を洗い出し、短期的取り組みとして「事業計画」に取りまとめる。また、推進策及び中長期的取り組みについては「今後の課題」として整理する。

○　なお、検討に際し留意すべきポイントを、下図に整理する。

■　津波対策計画の検討のポイント

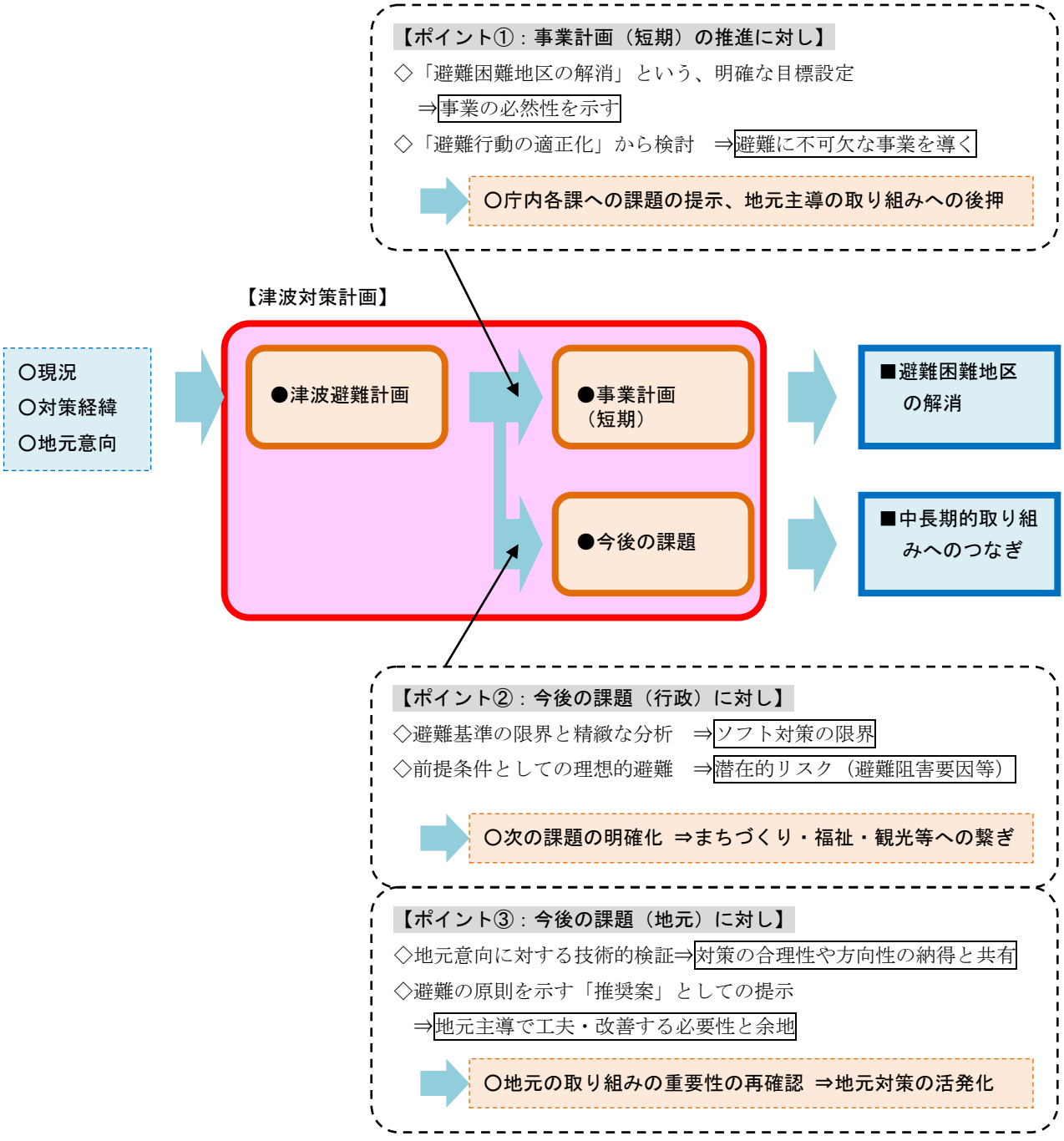

# Ⅱ　津波避難計画

## １．津波避難計画の考え方

### （１）津波避難計画の目的と役割

○　「津波避難計画」は、以下の為に作成する。

**①　避難困難地区の解消**

・　「津波避難計画」の作成に際し、「津波避難計画の成立に必要な対策」という観点から、津波避難困難地区の解消に必要な事業等を洗い出す。

**②　地元主導で進める対策等への橋渡し**

・　「避難方向等の原則」を明示し、地元で詳細な津波避難計画を検討する際に役立てる。

・　避難の具体のイメージを持ってもらうことで、各自もしくは自治会等で必要な取り組みを考える為の材料として役立てる。

○　なお、②の役割が期待されることから、「津波避難計画」は、津波避難困難地区を有しない地区も対象とし、「第二地区、第三地区、第四地区、静浦地区、内浦地区、西浦地区、戸田地区」の７地区について作成する。

○　これまでの対策を、個々の事業量（アウトプット）ではなく、実際に逃げられるようになったのか（アウトカム）といった視点で、一定の基準のもとに評価しつつ、これを「避難計画」として、地元にも市にも目に見える形で総括し、提示することにより、現在までの取り組みの到達点を認識し、今後の課題（やるべきこと）を見出す。

○　「津波避難計画」は、“避難行動の適正化”を軸に検討する。これにより、「津波避難困難地区の解消」に“必須”の事業を洗い出す。

○　「津波避難困難地区」は、国等が示す基準に則り算定するものであるが、その基準となる数値はあくまで標準的な数字であり、これに基づく津波避難困難地区が存在しない地区にあっても安全を約束するものではない。

**（２）津波避難に係る基本的な留意事項**

○　地域の特徴として「津波の到達が早く、避難する時間が極めて少ない」ことを踏まえると、津波避難を考える際、以下が重要な視点となる。

**①　できるだけ「早く逃げる」**

・　地震発生後の避難開始時間、避難速度などの目標値の設定

**②　“適切な”避難方向・津波避難施設等に「上手に避難する」**

・　あらかじめ、避難する方向・場所を決め、逃げ方を把握しておく

**③　予定した避難行動ができるように「手間取らない。時間をロスしないために準備する」**

・　外に出る　：家具の固定、装備品の用意、家屋の耐震化など

・　たどり着く：ブロック塀除去、草刈り　など

## ２．避難開始時間と避難速度

### （１）避難開始時間

**○　避難開始時間は、地震発生後３分を目指す。**

○　避難開始時間として、地震発生後３分を目指す理由を以下に整理する。

①　大津波警報等が発災後３分で発表される。

・　警報と同時に行動を起こすことができる。

②　発災から２分半後には、避難可能な水準まで揺れがおさまっていると想定されている。

・　発災直後は震度６強、発災２分半で震度５弱まで低下すると想定されている。

③　市で統一した基準とする。

・　避難ビル等を追加しても「発災後５分避難開始」では間に合わないエリアが存在する。

・　住民が、どこにいても、同じように逃げ出せるように準備を促すことができる。

・　道路閉塞等、不測の事態にも対応できる。

### （２）避難速度

**○　避難速度は、１ｍ／秒を基本とする。**

○　津波の進入が極めて早い戸田地区に限り、　１．５ｍ／秒とする。

**■　避難速度について**

表2　日本人の歩くスピードと標準的な歩幅

| 歩く速さ | 歩幅/身長 | 身長155cmの歩幅 | 身長165cmの歩幅 | 身長175cmの歩幅 |
|---|---|---|---|---|
| 普通に歩く 70m/分 | 37% | 57cm | 61cm | 65cm |
| やや速く歩く 90m/分 | 45% | 70cm | 74cm | 79cm |
| できるだけ速く歩く 110m/分 | 50% | 78cm | 83cm | 88cm |

（宮下1992，宮下2006[9]より）

**表　性別・年齢別の通常歩行の速度**

| | 男性 | | | | 女性 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年齢 | データ数 | 歩行スピード (m/分) | (SD) | 年齢 | データ数 | 歩行スピード (m/分) | (SD) |
| 20－24 | 82 | 87.6 | (9.9) | 20－24 | 144 | 74.1 | (12.7) |
| 25－29 | 92 | 85.2 | (10.4) | 25－29 | 95 | 74.2 | (9.4) |
| 30－34 | 58 | 95.5 | (13.6) | 30－34 | 66 | 72.2 | (9.3) |
| 35－39 | 42 | 85.3 | (13.5) | 35－39 | 40 | 67.2 | (8.6) |
| 40－44 | 42 | 82.3 | (9.1) | 40－44 | 41 | 71 | (9.1) |
| 45－49 | 51 | 82.5 | (12.2) | 45－49 | 72 | 78.6 | (15.1) |
| 50－54 | 63 | 77.8 | (10.5) | 50－54 | 49 | 67.2 | (10.5) |
| 55－59 | 82 | 72.6 | (8.8) | 55－59 | 42 | 63.5 | (6.4) |
| 60－64 | 54 | 70.1 | (9.7) | 60－64 | 44 | 59.2 | (8.1) |
| 65－69 | 57 | 63.8 | (7.7) | 65－69 | 48 | 59.8 | (8.3) |
| 70－74 | 32 | 60.7 | (7.8) | 70－74 | 32 | 55 | (6.7) |
| 75－79 | 12 | 54.5 | (6.0) | 75－79 | 18 | 50.7 | (5.0) |

出典：阿久津邦男(1975)歩行の科学，不昧堂出版，東京

＊　通常歩行とは、「お出かけの際に駅まで行く速度」や「通勤時」などといった日常無意識に歩く速度。

## ３．津波避難計画（逃げ地図（推奨））の作成方針

### （１）津波避難計画（逃げ地図（推奨））の作成手順

○　津波避難計画は、「避難行動の適正化」の観点から、以下の手順で作成する。

①　「避難行動ワークショップ(H27～H29)」における『地元意向』をベースに検討する。

②　避難可能時間や津波避難施設等の収容可能人員等、避難基準等の『技術的検証』を行う。

③　「住民説明会」により、『避難方向や避難基準等について確認し、合意形成』を行う。

④　「津波避難計画」の検討結果を、『逃げ地図（推奨）』として図化する。

■　避難計画（逃げ地図）の作成手順

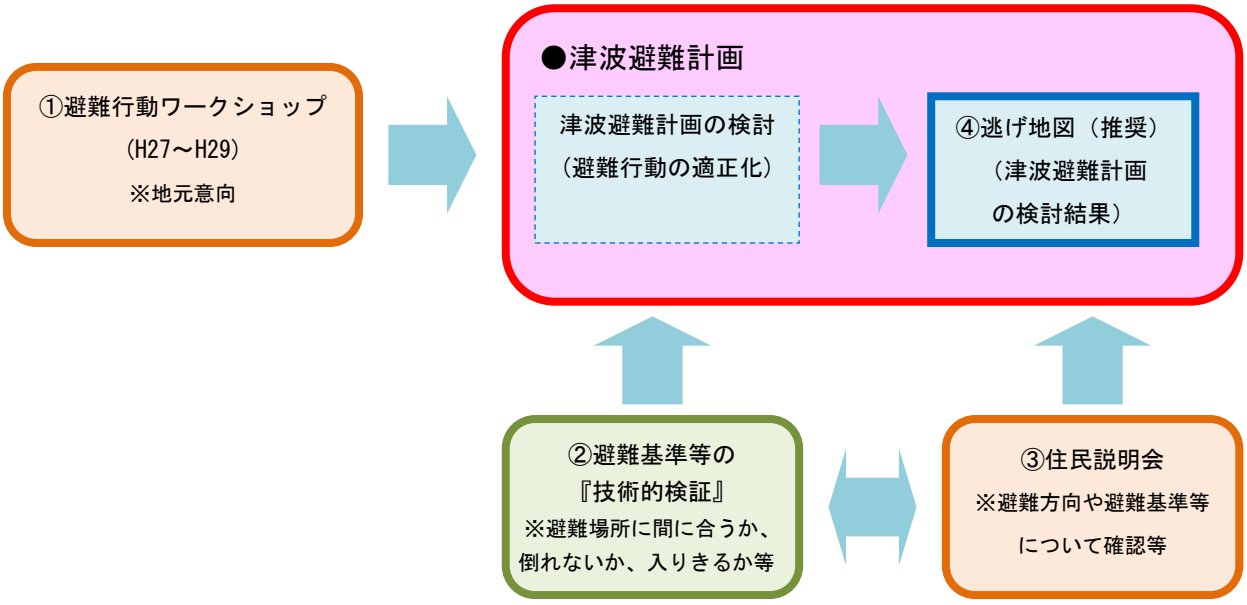

### （２）津波避難計画（逃げ地図（推奨））の作成方針

○　津波避難計画（逃げ地図（推奨））は、以下の方針に基づき作成する。

**①　要支援者を含む「より多くの人の逃げやすさ」に対応**

・　避難訓練における周知や分かりやすさを重視し、「自治会単位で避難方向を検討」し、近隣自治会のまとまりについても考慮する。

・　要支援者の為に近くの津波避難ビル等を空けるため、「健常者は、可能な範囲でなるべく遠くに避難」することを想定する。

**②　避難先を決めきらない「推奨案」として提示**

・逃げ地図（推奨）は、津波避難計画を図化し、「こちら側に逃げる」ほうが危険が少ない、「こうやって逃げる」を実行すれば助かりやすいを、分かりやすく伝えるものとして作成する。

・　「津波避難計画（逃げ地図（推奨））」を基に、避難訓練等で確認し、個人・自治会で「自分達の避難計画」を作成すること想定する。

○　津波の浸水方向から想定した「避難の方向」や浸水時間を考慮した「避難可能な範囲」を基本に、①浸水域外、②小学校等、③その他避難ビル等の順で、エリア毎の避難方向・避難場所を区分。

○　「住民説明会」で確認しつつ、必要に応じ、避難距離が５００ｍを超えることや、大きな道路を渡ることも想定。

## （３）津波避難計画（逃げ地図（推奨））の作成に係る基準

○　津波避難計画（逃げ地図（推奨））の作成に係る基準を以下のように設定する。なお、戸田地区に限り、下表のとおりとする。

①　避難開始時間　：地震発生後５分

②　避難速度　　：１ｍ／秒

③　津波避難施設

○　階数　　：基準水位以上の階

○　構造　　：ＲＣ/ＳＲＣ（Ｓ５６以降の新耐震基準に準拠、同等の耐震補強済み）

○　容量　　：原則１人／㎡

④　避難方向　　：原則として津波から遠ざかる方向、最寄りの浸水区域外もしくは津波避難施設等に向かう方向（健常者は、可能な範囲でなるべく遠くに避難）

⑤　避難距離　　：原則５００ｍ以下（津波の進入方向及び横方向には２００ｍ以下）

○　避難開始時間は目標値として「地震発生後３分を目指す」としているが、「津波避難計画（逃げ地図（推奨））の作成」に際しては、地震の揺れが収まる時間を考慮し５分とする。

○　津波避難施設に対し、今後、国の動向等を踏まえつつ、耐震性（地震の揺れに対する強さ）に加え、津波への強さ（耐浪性）についも、構造要件としての検討を進める。

### ■　津波避難計画（逃げ地図（推奨））の作成に係る基準

| | | 共通の基準（戸田を除く） | 戸田地区の基準 | 参考：津波避難困難地区の設定基準（Ｈ２９年度） |
|---|---|---|---|---|
| ①避難開始時間 | | ○地震発生後５分 | ○地震発生後３分 | ○地震発生後５分 |
| ②避難速度 | | ○１ｍ／秒 | ○１．５ｍ／秒 | ○１ｍ／秒 |
| ③津波避難施設 | ○階数 | ○避難階は基準水位以上の階 | （同左） | ○３階建て以上（避難階は想定浸水深に対して浸水しない階の１層以上上の階） |
| | ○構造 | ○ＲＣ/ＳＲＳ（Ｓ５６以降の新耐震基準に準拠、同等の耐震補強済み）<br>（備考：津波避難タワーはＳ造） | （同左） | ○ＲＣ/ＳＲＣ（Ｓ５６以降の新耐震基準に準拠、同等の耐震補強済み） |
| | ○容量 | ○原則１人／㎡ | （同左） | ○１人／㎡ |
| ④避難方向 | | ○原則として津波から遠ざかる方向、最寄りの浸水区域外もしくは津波避難施設等に向かう方向（健常者は、可能な範囲でなるべく遠くに避難） | （同左） | ○原則として津波から遠ざかる方向、最寄りの浸水区域外もしくは津波避難施設等に向かう方向 |
| ⑤避難距離 | | ○原則５００ｍ以下（津波の進入方向及び横方向には２００ｍ以下） | （同左） | ○原則５００ｍ以下（津波の進入方向及び横方向には２００ｍ以下） |
| 備考 | | ※下線部分は、津波避難困難地区の設定基準からの改定<br>※戸田地区については「海岸への津波到達時間が、最短で４分で、避難可能時間が極めて限定される」ことから、上記の基準での対応が必要。 | | |

## ４．津波避難計画（逃げ地図（推奨））

○　「津波避難計画（逃げ地図（推奨））」について、以下の地区毎に整理する。

①　第二地区

②　第四地区

③　第三地区

④　静浦地区Ⅰ、静浦地区Ⅱ

⑤　内浦地区

⑥　西浦地区Ⅰ、西浦地区Ⅱ、西浦地区Ⅲ

⑦　戸田地区

# Ⅲ　短期事業計画

## １．短期事業計画の考え方

### （１）短期事業計画の構成と進め方

○　短期的取り組みとして実施する事業（短期事業）は以下で構成する。

**①　「地元＆市」で主体的に推進すべき事業**

○　「津波避難計画（逃げ地図（推奨））」を成り立たせるために必要な対策等として、喫緊に実施すべき事業等。

・　先ず、「避難困難地区の解消」に必要な事業

・　あわせて、避難困難地区の解消に必須ではない場合でも、「避難の安全性や利便性の向上に大きな効果が期待でき、行政の役割が不可欠」な事業　等

**②　「地元主導（市が支援）」で推進すべき事業**

○　①以外の事業で、避難の安全性や利便性の向上に寄与し、地元主導で「出来るところから始めて」、地道に積み上げていく事業。

・　津波避難計画の検討の中で地元から意向把握。

■　短期事業計画の構成と抽出の方法

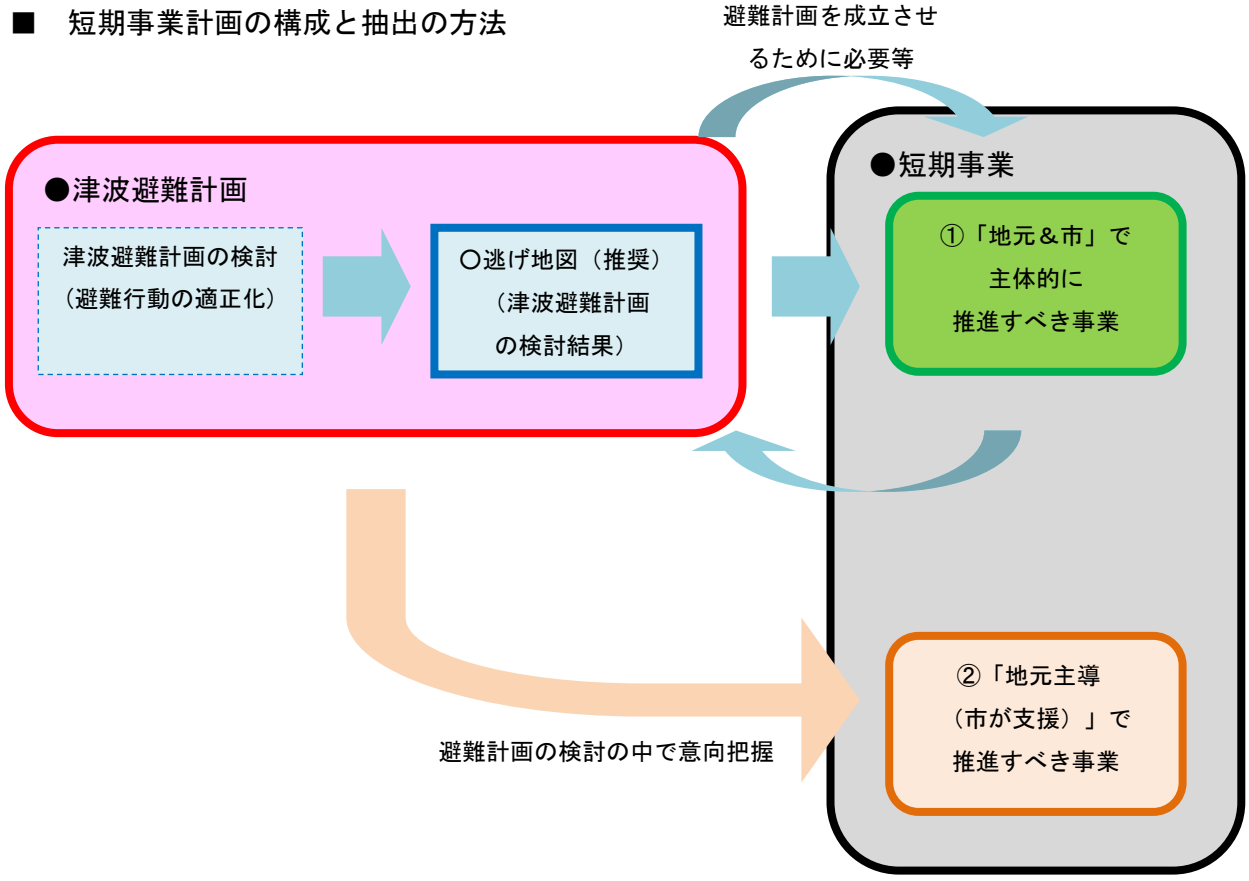

（２）「地元＆市」で主体的に推進すべき事業

| | 行政対策のメニュー | 備　考 |
|---|---|---|
| 津波避難施設等の確保 | ○津波避難ビルの指定 | ・機能確保のための整備（手すり、照明、階段等）を含む |
| | ○津波避難路の指定 | ・機能確保のための整備（手すり、照明、階段、舗装等）を含む |
| | ○その他避難先の整備 | ・津波避難タワー、公園、再開発誘導　等 |
| 避難経路の整備 | ○道路・橋等の整備 | ・落橋防止対策 |

（３）「地元主導（市が支援）」で推進する事業

| | 地元対策のメニュー | 行政の支援メニュー |
|---|---|---|
| 津波避難施設等の確保 | ○地元取りきめの津波避難ビルの確保 | ・避難時間、ビルの容量・構造等の検証（基準に合致するものは津波避難ビル指定） |
| | ○津波避難路（高台）の確保等 | ・照明設備・看板の設置等 |
| 避難経路の整備 | ○ブロック塀の除去 | ・ブロック塀の撤去・改善に対する補助金 |
| その他 | ○家具の固定 | ・家具などの転倒・落下防止に対する補助金(高齢者世帯等) |
| | ○住宅の耐震化 | ・住宅の耐震工事に対する補助金 |

※　対策の一部については、行政の対策としての可能性を検討し、推進する。

## ２．事業選定の方針

### （１）「地元＆市」で主体的に推進すべき事業の選定の手順

○　事業選定の手順は下図のとおりとする。

○　このうち、「津波避難ビルの指定、津波避難路の指定、道路・橋梁等の整備」等の各事業については、各々の事業について可能性を検討しつつ、地区の状況等に照らし、実現性の高いものから選定する。

■　事業選定の手順

・避難開始時間：５分
・避難速度：１m／秒
・避難階：浸水深を基に算定
（沼津市津波避難ビルガイドライン（H30.5）の基準）＊次頁参照

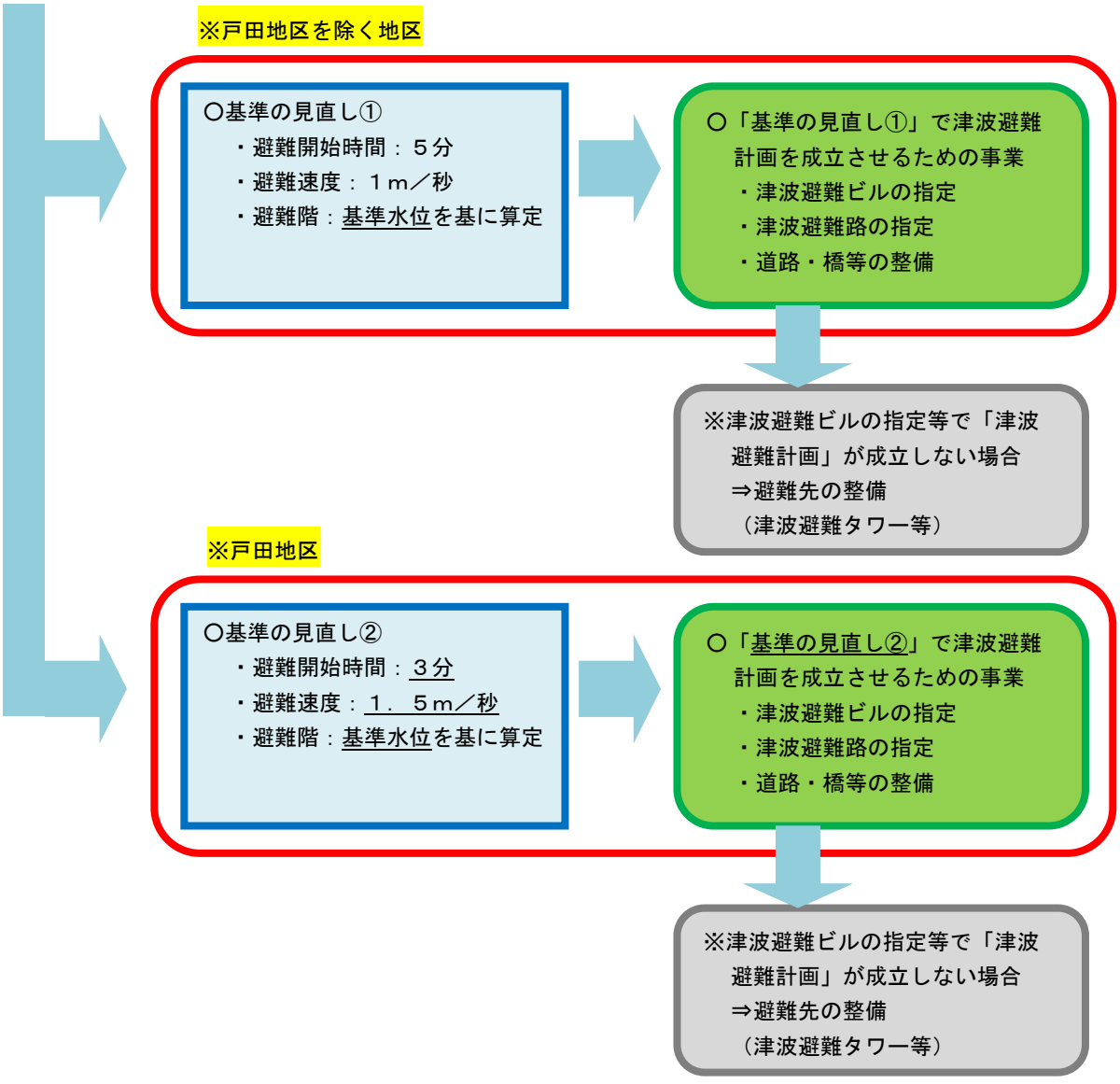

### （２）津波避難ビルにおける「基準水位」適用の考え方

○　津波避難ビルにおける「基準水位」の適用については、津波避難困難地区の解消等の為に必要と考えられる場合などにおいて、次頁のフローに基づき検討する。

○　「基準水位」については、「津波避難ビルガイドライン」に反映させ、改定し、高さに関し、新たな要件のもと津波避難ビルの指定を行う予定。

**【参考】沼津市津波避難ビルガイドライン（H30.5 現在）におけるビル指定要件**

１．構造的要件

(1) 階数・構造

・　3 階以上のＲＣ（鉄筋コンクリート造）またはＳＲＣ（鉄筋鉄骨コンクリート造）の建築物とする。ただし、避難する階の高さが、想定される津波高以上を確保できること。

(2) 耐震設計基準

・　昭和 56 年に施行された新耐震設計基準施行後に建設された建築物、または、新耐震設計基準に準じた耐震工事を完了した建築物を対象とする。ただし、建築物の状況、津波浸水状況、地域の状況等により、市が支障ないと認めたものについては、別途指定できるものとする。

２．位置的要件

・　津波避難訓練対象区域内にある建築物とする。

３．津波避難ビルの選定

・　「構造的要件」と合致する候補施設を、上記の「位置的要件」に沿った区域から選定する。上記要件と合致した建築物であっても、調査の結果、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。

■　津波避難ビルにおける「基準水位」適用の考え方

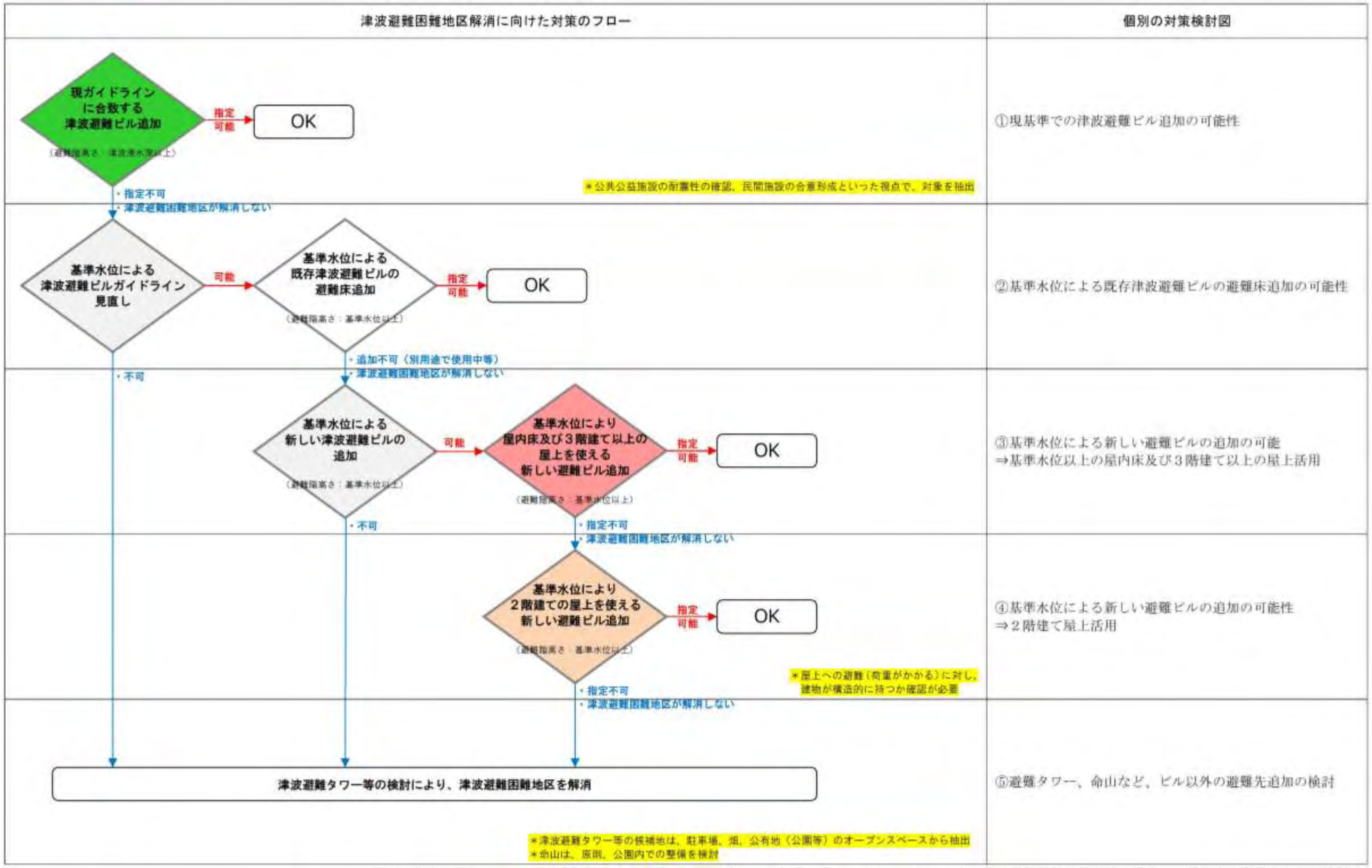


＊　原則、住宅の居住スペースは避難床として考えないこととする。上記①～⑤をひととおり行っても、津波避難困難地区が残る場合、一般住宅を避難先として検討。
＊　過去に避難ビル指定を交渉し、断られたことのある建物については、検討の優先順位を下げる。

## ３．短期事業計画

### （１）地区別の短期事業計画

○　「**地区別の短期事業計画**」について、以下の地区毎に整理する。

①　第二地区

②　第四地区

③　第三地区

④　静浦地区Ⅰ、静浦地区Ⅱ

⑤　内浦地区

⑥　西浦地区Ⅰ、西浦地区Ⅱ、西浦地区Ⅲ

⑦　戸田地区

# 第二地区：避難対策図

【エリア全域に係る対策】

- A1　：住民に対し、迅速な避難行動を啓発
- A2　：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定
- A3-3 ：避難距離500m以上とする
- A6　：新規津波避難施設等について案内看板を設置
- B1-1 ：収容人数は原則1人/㎡とする
- ○B2　：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂
- ○B4　：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）
- B7-6 ：立地適正化計画と絡めて「民」の力を引き込み、新規の津波避難ビルの機能確保を誘導

※赤字は、津波避難困難地区の解消に必要な対策
※「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

【 凡 例 】

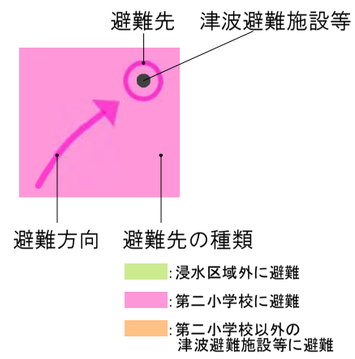


【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 津波からの避難が困難なエリア ※2（住民の人口0のエリア）
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）

※1 地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、避難することが困難なエリア
※2 静岡県第4次地震被害想定

●B2-4：第二地区センターの指定要件を満たしている部分（ＳＲＣ造）を、津波避難ビルに指定

○A3-2：津波到達時間に余裕があるため、安全を確認し、４車線を横断し避難する

●B2-2：民間施設を津波避難ビル指定

B7-7：耐震診断と耐震化の啓発

●B2-3：港湾区自治会館を津波避難ビルに指定

●B2-2：民間施設を津波避難ビル指定

○A3-1：落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする

○B2-5：公共※の津波避難ビルの避難先を、基準水位で見直し
※第二小学校

※第二小学校　基準水位2.1m、階層高さ:3m以上
（建築年:昭和57年かつ、建築基準法施行令21条2項＊より）
（＊建築基準法施行令 第21条2項(H17.11.7廃止)：
教室の床面積が50㎡を超えるものの天井の高さは、3m以上でなければならない（抜粋）。）

○A3-1：落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする

津波避難困難地区が残るものの、
エリア内の住民人口は0人。
別途、観光客対策を検討。

# 避難対策図：第四地区

【エリア全域に係る対策】

| | |
|---|---|
| A1 | ：住民に対し、迅速な避難行動を啓発 |
| A2 | ：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定 |
| ○A3-2 | ：避難距離500m以上とする |
| A6 | ：新規避難場所等について案内看板を設置 |
| ○B2 | ：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂 |
| B4 | ：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策） |

※「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

●B2-2：市立体駐車場（建設検討中）を建設後、津波避難ビルに指定

●B2-2：民間施設を津波避難ビル指定
※H23に指定協力をいただけなかった建物については、住民から所有者に要望をかける

○A3-1：津波到達時間に余裕があるため、安全を確認し、４車線を横断し避難する

【 凡 例 】

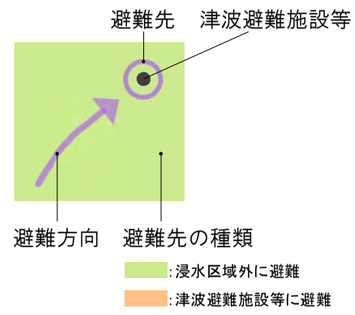


【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 津波からの避難が困難なエリア ※1（住民の人口0のエリア）
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）

※1 地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、避難することが困難なエリア
※2 静岡県第4次地震被害想定

# 第三地区：避難対策図

【 凡 例 】

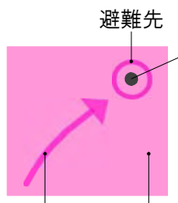


【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 津波からの避難が困難なエリア ※2
（住民の人口0のエリア）
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）
- 津波避難路

※1 地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、避難することが困難なエリア
※2 静岡県第4次地震被害想定

【エリア全域に係る対策】

- A1 ：住民に対し、迅速な避難行動を啓発
- A2 ：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定
- ○A3-3 ：避難距離500m以上とする
- A６ ：新規津波避難施設等について案内看板を設置
- B1-1 ：収容人数は原則1人/㎡とする
- ○B2 ：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂
- ○B4 ：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）

※ 赤字は、津波避難困難地区の解消に必要な対策
※ 「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※ 「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

○A3-2：津波到達時間に余裕があるため、安全を確認し、４車線を横断し避難する

●B2-2：民間施設を津波避難ビル指定
※H23に指定協力をいただけなかった建物については、住民から所有者に要望をかける

●B5-5：沼津アルプストンネル開通後、歩道を津波避難路に指定
※道路管理者と協議が必要

●B2-2：民間施設を津波避難ビル指定
※H23に指定協力をいただけなかった建物については、住民から所有者に要望をかける

○B2-4：公共※及び民間の津波避難ビルの避難先を、基準水位で見直し
※第三小学校及び第三小学校周辺ビル

※第三小学校　基準水位2.2m、階層高さ：3m以上
（建築年：昭和41～54年、建築基準法施行令21条2項＊より）
（＊建築基準法施行令 第21条2項（H17.11.7廃止）：
教室の床面積が50㎡を超えるものの天井の高さは、3m以上でなければならない（抜粋）。）

●B2-3：我入道連合自治会館を津波避難ビルに指定

●B2-2：民間施設を津波避難ビル指定
※H23に指定協力をいただけなかった建物については、住民から所有者に要望をかける

○B7-6：避難地としての整備の検討

●A5-4：牛臥山の急傾斜地対策の検討

A3-1：落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする

津波避難困難地区が残るものの、
エリア内の住民人口は0人。
別途、観光客対策を検討。

0　100　200　400　600　800　1000m

# 避難対策図：静浦地区Ⅰ

津波避難困難地区が残るものの、
エリア内の住民人口は0人。
別途、観光客対策を検討。

志下地区

馬込地区

獅子浜地区

KKRホテルズ＆リゾーツ沼津はまゆう

静1

アイリス桃郷、浸水区域外

静2

ジェイロイヤル沼津静浦

旧静浦西小学校

静3

静4

静5

エンゼルハイム静浦

介護老人保健施設　サン静浦

（株）ダイレイ

静6

静7

静8

静浦小中一貫学校

静9

静10

静11

静12

沼津市南部浄化センター

静13

静14

静15

静16

静17

静18

○B3-3：既指定の津波避難ビルについて、
基準水位以上を避難先とする
・民間の津波避難ビルを、基準水位で見直し

※基準水位1.3m、階層高さ：2.1m以上（居室の天井高は2.1m以上（建築基準法施行令第21条）。

●B5-5：津波避難路の指定
・志下にある高台と階段を津波避難路に指定

●B2-1：津波避難ビルの指定
・馬込公民館を津波避難ビルに指定

●B2-2：津波避難ビルの指定
・静浦保育園が指定要件を満たしていた場合、
津波避難ビルに指定

●B5-4：津波避難路の指定
・県・急傾斜地階段（馬込魚見急傾斜地）を
津波避難路に指定

【　凡　例　】

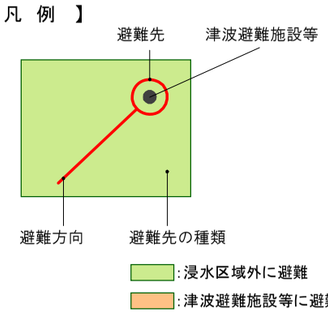


【　その他　】

- 津波からの避難が困難なエリア　※1
- 津波からの避難が困難なエリア　※1
（住民の人口0のエリア）
- 津波浸水想定区域　※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）
- 津波避難路

※1　地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、
避難することが困難なエリア
※2　静岡県第4次地震被害想定

0　50　100　200　300　400　500m

【エリア全域に係る対策】

A1：住民に対し、迅速な避難行動を啓発

A2：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定

A6：新規津波避難施設等について案内看板を設置

○B2：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂

B4：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）

※　「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※　「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

# 避難対策図：静浦地区Ⅱ

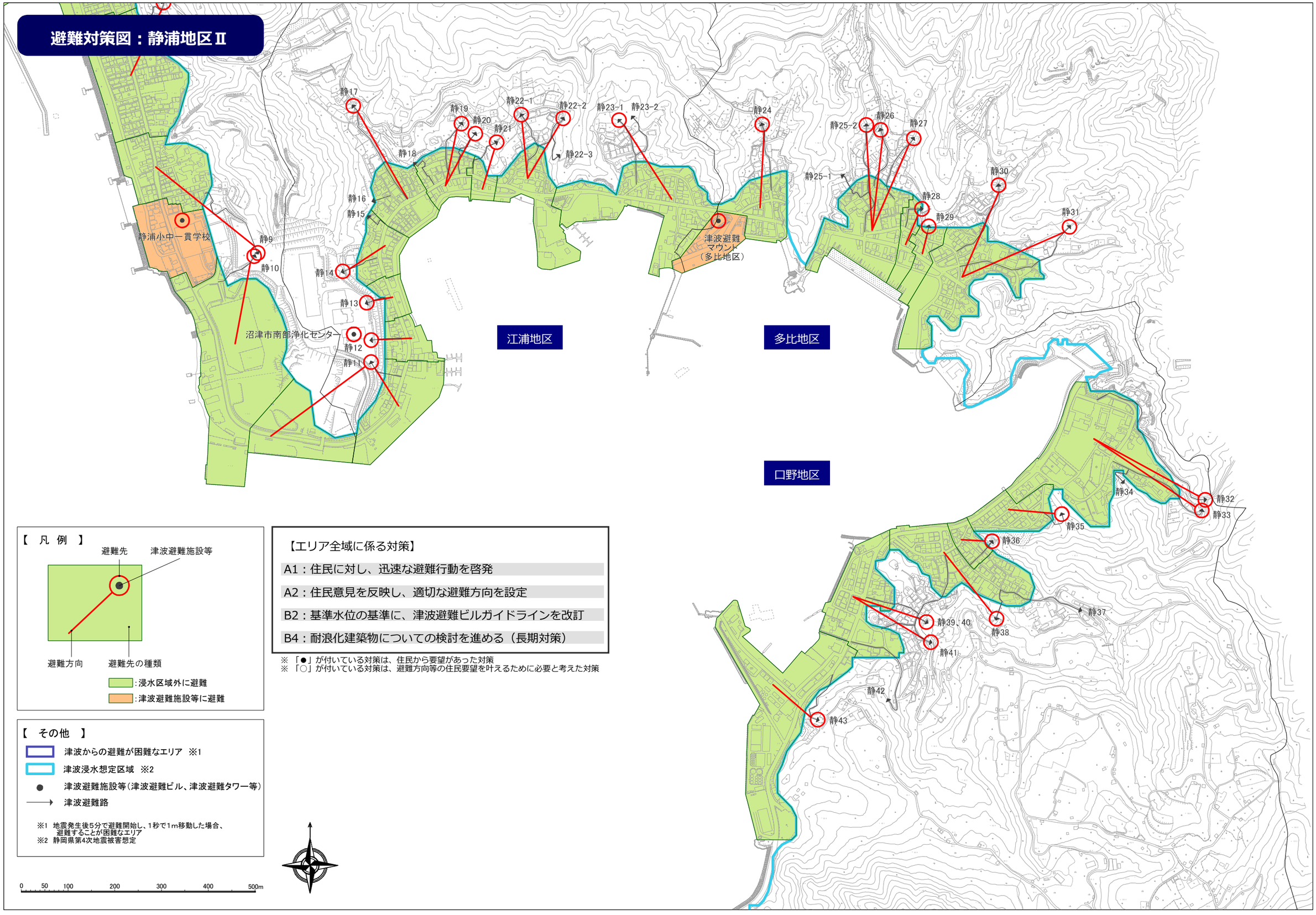


【 凡 例 】




【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）
- 津波避難路

※1 地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、避難することが困難なエリア
※2 静岡県第4次地震被害想定

0 50 100 200 300 400 500m

【エリア全域に係る対策】

- A1：住民に対し、迅速な避難行動を啓発
- A2：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定
- B2：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂
- B4：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）

※「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

# 避難対策図：内浦地区

【 凡 例 】

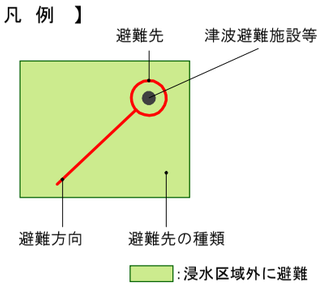


【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）
- 津波避難路

※1 地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、避難することが困難なエリア
※2 静岡県第4次地震被害想定

【エリア全域に係る対策】

- A1：住民に対し、迅速な避難行動を啓発
- A2：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定
- A6：新規津波避難施設等について案内看板を設置
- B2：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂
- B4：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）

※ 「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※ 「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

重寺地区
小海地区
三津地区
重須地区
長浜地区

内1 内2 内3 内4 内5 内6 内7 内8 内9 内10 内11 内12 内13 内14 内15 内16 内17 内18 内19 内20 内21 内22 内23 内24 内25 内26 内27 内28 内29 内30 内31 内32 内33 内34 内35 内36 内37 内38 内39 内40 内41 内42

センシブル淡島
沼津市立内浦小学校
松涛館
津波避難タワー・重須
城下橋
浸水区域外

●B5-1：小海の急傾斜地崩壊対策工事の場所へ津波避難路の整備検討

○A3-1：耐震工事や落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする

●B6-3：津波避難路（内28）の石垣改修

# 西浦地区Ⅰ：避難対策図

【 凡 例 】

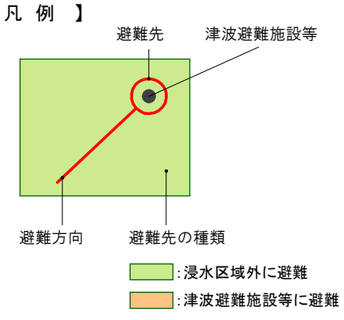


【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）
- 津波避難路

※1 地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、避難することが困難なエリア
※2 静岡県第4次地震被害想定

0 50 100 200 300 400 500m

【エリア全域に係る対策】

- A1：住民に対し、迅速な避難行動を啓発
- A2：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定
- A6：新規津波避難施設等について案内看板を設置
- B2：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂
- B4：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）

※ 「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※ 「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

●B5-2：久連神社の山道の階段を津波避難路に指定

●B5-1：木負・長井崎トンネル付近の道路を津波避難路に指定

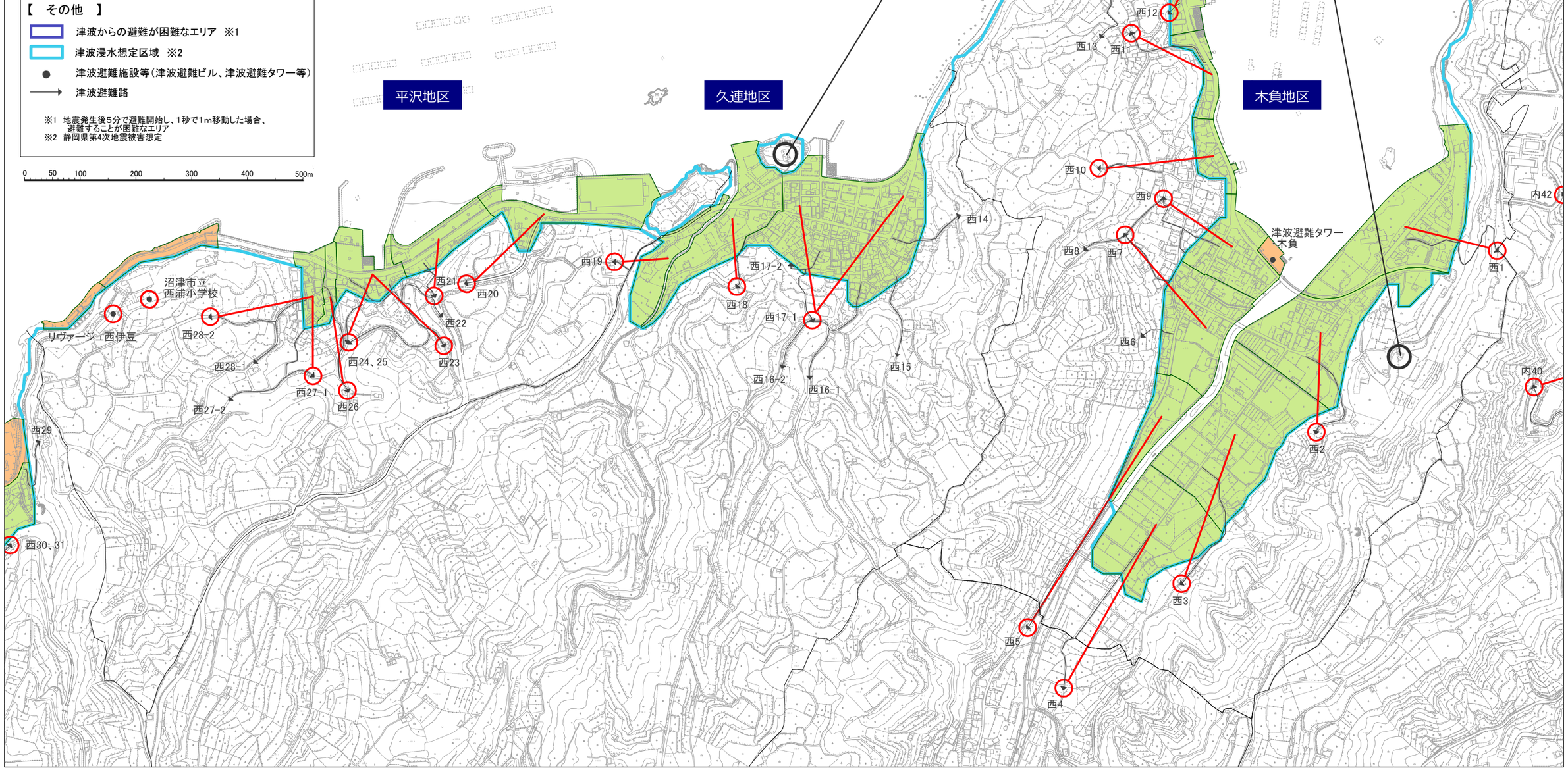

# 西浦地区Ⅱ：避難対策図

【エリア全域に係る対策】

A1：住民に対し、迅速な避難行動を啓発

A2：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定

B2：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂

B4：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）

※「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

【 凡 例 】

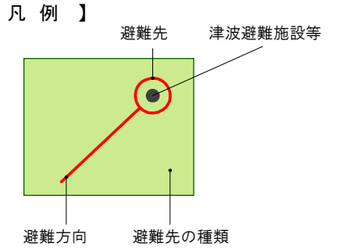


【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）
- 津波避難路

※1 地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、避難することが困難なエリア
※2 静岡県第4次地震被害想定

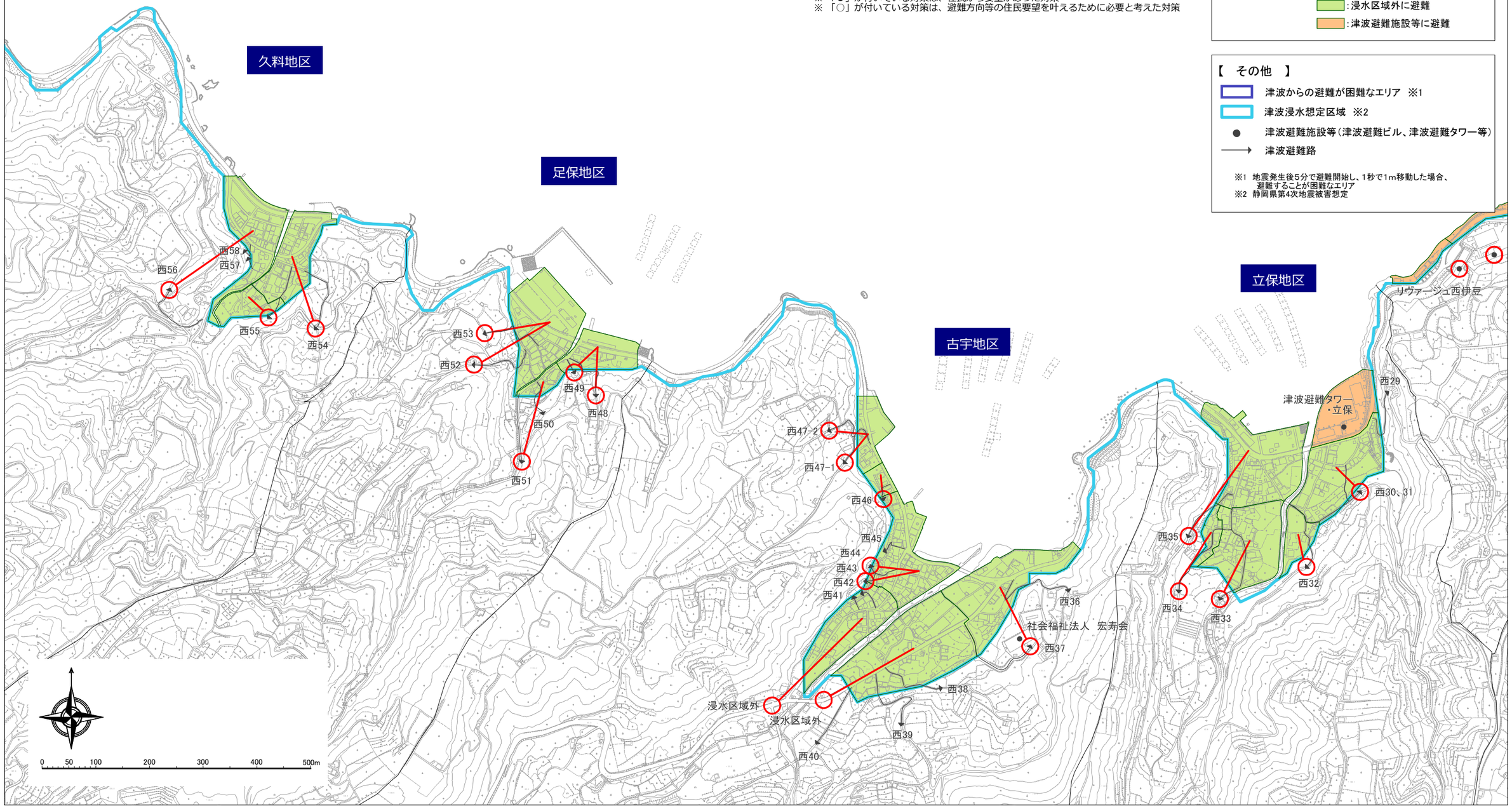

# 西浦地区Ⅲ：避難対策図

【エリア全域に係る対策】

- A1：住民に対し、迅速な避難行動を啓発
- A2：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定
- A6：新規津波避難施設等について案内看板を設置
- B2：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂
- B4：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）

※「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策
※「○」が付いている対策は、避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策

【 凡 例 】

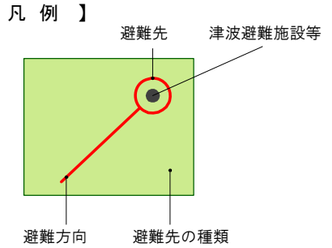


【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）
- 津波避難路

※1 地震発生後5分で避難開始し、1秒で1m移動した場合、避難することが困難なエリア
※2 静岡県第4次地震被害想定

0 50 100 200 300 400 500m

江梨地区（大瀬）

西69
西68
西67
西66
大瀬館
西65
西64

江梨地区（中川）

西62
西63
西60-2
西61
西60-1
西59

●B5-3：江梨の神明神社東側の道路を、津波避難路に指定

# 戸田地区：避難対策図

【 凡 例 】

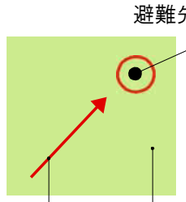


【 その他 】

- 津波からの避難が困難なエリア ※1
- 1秒で1m進む避難を行った場合、津波からの避難が困難なエリア
- 1秒で1m進む避難を行った場合、津波からの避難が困難なエリア（住民の人口0のエリア）
- 津波浸水想定区域 ※2
- 津波避難施設等（津波避難ビル、津波避難タワー等）
- 津波避難路

※1 シミュレーション条件：地震発生後3分で避難を開始し、1.5m/s移動し、500mで津波避難路や既指定の津波避難施設等に避難。さらに避難行動を勘案し、海と並行移動は約200m、海に向かっての避難は約100mとして検討。
原則、橋は渡らないものとするが、他に避難経路がない場合には、落橋防止対策が取られている橋梁であれば渡ることも可とする。
※2 静岡県第4次地震被害想定

【エリア全域に係る対策】

- A1-1 ：住民に対し、迅速な避難行動を啓発（３分避難を徹底）
- A2 ：住民意見を反映し、適切な避難方向を設定
- A6 ：新規津波避難施設等について案内看板を設置
- B2 ：基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂
- B4 ：耐浪化建築物についての検討を進める（長期対策）
- B7-(6) ：民間施設の津波避難ビル指定ができない場合、避難困難地区解消のため、海沿いに津波避難タワーを検討

※赤字は、津波避難困難地区の解消に必要な対策
※「●」が付いている対策は、住民から要望があった対策

B5-5：県・急傾斜地階段を津波避難路に指定
※鬼川急傾斜地
※海沿いのエリアは私道を通り、鬼川急傾斜地に向かう

A3-2：耐震工事や落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする

A4-3： 橋を渡らなければ避難できない箇所について、橋梁の耐震化を実施
・中島橋（未耐震、県・耐震対策橋梁一覧に実施の位置付有）

津波避難困難地区が残るものの、エリア内の住民人口は0人。
別途、観光客対策を検討。

B2-3：旧戸田支所の津波避難ビル指定を検討

B2-2：基準水位の基準で、戸田図書館を津波避難ビル指定

B3-4：民間施設の耐震化と、津波避難ビル指定を検討

●B2-1：民間施設の津波避難ビル指定を検討
※H23に指定協力をいただけなかった建物については、住民から所有者に要望をかける

（2）事業計画一覧（アクションプランとの関連）

A. 避難エリアや方向に係る対策（案）と実施エリア
B. 避難先に係る対策（案）と実施エリア

観光客・要支援者対策

C. 避難エリアや方向に係る対策（案）と実施エリア
D. 避難先に係る対策（案）と実施エリア
E. 要支援者の避難における対策

【 凡例 】
●：住民から要望があった対策、○：避難方向等の住民要望を叶えるために必要と考えた対策
赤字：避難困難地区の解消に必要な対策

| 対策 | | | | 地区別の対策内容 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対策名 | | | 担当課 | 避難対象エリア（津波想定浸水域＋津波避難訓練対象区域） | 第二地区 | 第三地区 | 第四地区 | 静浦地区 | 内浦地区 | 西浦地区 | 戸田地区 | 対策に係るＡＰ | | 対策目標期間 |
| A1 | 迅速な避難行動(3分で避難開始) | | 危機管理課 | 住民に対し、迅速な避難行動を啓発 | － | － | － | － | － | － | 1　3分避難を徹底 | 17 | 的確な避難行動に向けた防災講座の開催 | 短期 |
| | | | | | | | | | | | | 21 | 地域による防災訓練の充実・強化 | 短期 |
| A2 | 避難方向の適正化 | | 危機管理課 | 住民意見を反映し、適切な避難方向を設定 | － | － | － | － | － | － | － | 17 | 的確な避難行動に向けた防災講座の開催 | 短期 |
| | | | | | | | | | | | | 21 | 地域による防災訓練の充実・強化 | 短期 |
| A3 | 避難方法の見直し | 橋の横断 | 危機管理課 | － | 1○ 落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする<br>・千本橋、八千代橋、港橋、富士見橋、無名（沼津市栄町２丁目１－１付近）等 | 1 落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする<br>・清田橋 | － | － | 1○ 耐震工事や落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする<br>・城下橋 | － | 2 耐震工事や落橋防止対策が取られている橋は横断してもよいとする<br>・中島橋（未耐震、県・耐震対策橋梁一覧に実施の位置付有） | 17 | 的確な避難行動に向けた防災講座の開催 | 短期 |
| | | | | | | | | | | | | 21 | 地域による防災訓練の充実・強化 | 短期 |
| | | 4車線道路の横断 | 危機管理課 | － | 2○ 津波到達時間に余裕があるため、安全を確認し、４車線を横断し避難する | 2○ 津波到達時間に余裕があるため、安全を確認し、４車線を横断し避難する | 1○ 津波到達時間に余裕があるため、安全を確認し、４車線を横断し避難する | － | － | － | － | 17 | 的確な避難行動に向けた防災講座の開催 | 短期 |
| | | | | | | | | | | | | 21 | 地域による防災訓練の充実・強化 | 短期 |
| | | 避難距離の見直し | 危機管理課 | － | 3 避難距離500m以上とする | 3○ 避難距離500m以上とする | 2○ 避難距離500m以上とする | － | － | － | － | 17 | 的確な避難行動に向けた防災講座の開催 | 短期 |
| | | | | | | | | | | | | 21 | 地域による防災訓練の充実・強化 | 短期 |
| A4 | 橋の耐震化等 | 橋の落橋防止 | 道路管理課 | 落橋防止対策を予定している橋梁に対し、対策を実施 | － | － | － | － | － | － | － | 50 | 落橋の防止対策 | 中期 |
| | | 橋の耐震化 | 県・沼津土木 | － | － | － | － | － | － | － | 3 橋を渡らなければ避難できない箇所について、橋梁の耐震化を実施・中島橋（未耐震、県・耐震対策橋梁一覧に実施の位置付有）<br>※2024年 工事完了予定（県ＡＰ） | 49 | 橋梁の耐震化 | 短期 |

| 対策 | | | | 地区別の対策内容 | | | | | | | 対策に係るＡＰ | | 対策目標期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対策名 | | | 担当課 | 避難対象エリア（津波想定浸水域＋津波避難困難対象区域） | 第二地区 | 第三地区 | 第四地区 | 静浦地区 | 内浦地区 | 西浦地区 | 戸田地区 | | | |
| A5 | 急傾斜地対策 | | 河川課 | － | － | 4● 牛臥山の急傾斜地対策の検討 | － | － | － | － | － | 15 | 急傾斜地崩壊防止施設の整備 | 中期 |
| A6 | 避難誘導<br>案内看板の設置 | | 危機管理課 | 新規津波避難施設等について案内看板を設置 | － | － | － | － | － | － | － | 7 | 迅速な避難のための誘導看板設置 | 短期 |
| B1 | 収容人数基準の見直し | | 危機管理課 | － | 1 収容人数は原則1人/㎡とする | 1 収容人数は原則1人/㎡とする | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| B2 | 津波避難ビルの指定（基準水位で改訂） | 基準水位の基準に津波避難ビルガイドラインを改訂 | 危機管理課 | 基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂 | － | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | 基準水位以上を避難先とし、津波避難ビルを指定 | 危機管理課 | － | 2● 民間施設を津波避難ビルに指定<br>3● 港湾区自治会館を津波避難ビルに指定 | 2● 民間施設を津波避難ビルに指定<br>※H23に指定協力をいただけなかった建物については、住民から所有者に要望をかける<br>3● 我入道連合自治会館を津波避難ビルに指定 | 1● 民間施設を津波避難ビルに指定<br>※H23に指定協力をいただけなかった建物については、住民から所有者に要望をかける | 1● 馬込公民館を津波避難ビルに指定<br>2● 静浦保育園が指定要件を満たしていた場合、津波避難ビルに指定 | － | － | 1● 民間施設を津波避難ビルに指定<br>※H23に指定協力をいただけなかった建物については、住民から所有者に要望をかける | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | | 危機管理課<br>図書館 | － | － | － | － | － | － | － | 2 基準水位の基準で、戸田図書館を津波避難ビルに指定 | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | | 危機管理課<br>地域自治課 | － | 4● 第二地区センターの指定要件を満たしている部分（ＳＲＣ造）を、津波避難ビルに指定 | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | | | | | | | | | | | 97 | 地域の防災拠点の強化（地区センター整備） | 短期 |
| | | | 危機管理課<br>香陵公園周辺整備室<br>資産活用課 | － | － | － | 2● 市立体駐車場（建設検討中）を建設後、津波避難ビルに指定 | － | － | － | 3 旧戸田支所を津波避難ビルに指定 | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期<br>短期<br>短期 |
| | | 既指定の津波避難ビルについて、基準水位以上を避難先とする | 危機管理課 | － | 5○ 公共※の津波避難ビルの避難先を、基準水位で見直し<br>※第二小学校 | 4○ 公共※及び民間の津波避難ビルの避難先を、基準水位で見直し<br>※第三小学校 | － | 3○ 民間の津波避難ビル（はまゆう）の避難先を、基準水位で見直し | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| B3 | 津波避難ビル候補の整備 | 特定建物の耐震化と津波避難ビル指定 | 危機管理課<br>まちづくり指導課 | － | － | － | － | － | － | － | 4 民間施設の耐震化と、津波避難ビル指定を検討 | 13 | 特定建物の耐震化 | 中期<br>中期 |

| 対策 | | | | 地区別の対策内容 | | | | | | | | 対策に係るＡＰ | | 対策目標期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対策名 | | | 担当課 | 避難対象エリア（津波想定浸水域＋津波避難訓練対象区域） | 第二地区 | 第三地区 | 第四地区 | 静浦地区 | 内浦地区 | 西浦地区 | 戸田地区 | | | |
| B4 | 耐浪化建築物の検討 | | 危機管理課<br>まちづくり政策課 | ○耐浪化建築物についての検討を進める | － | － | － | － | － | － | － | 39 | 災害に強い安全なまちづくりの推進 | 長期<br>長期 |
| B5 | 津波避難路の指定 | 津波避難路の指定 | 危機管理課<br>県・沼津土木 | － | － | 5● 沼津アルプストンネル開通後、歩道を津波避難路に指定<br>※道路管理者と協議が必要 | － | 4● 県・急傾斜地階段（馬込魚見急傾斜地）を津波避難路に指定<br>5● 志下にある高台と階段を津波避難路に指定 | 1● 小海の急傾斜地崩壊対策工事の場所へ津波避難路の整備検討 | － | 5 県・急傾斜地階段を津波避難路に指定<br>※鬼川急傾斜地<br>※海沿いのエリアは私道を通り、鬼川急傾斜地に向かう（住民合意が必要か） | 3<br>15 | 津波避難路の整備<br>急傾斜地崩壊防止施設の整備 | 短期<br>短期 |
| | | | 危機管理課 | － | － | － | － | － | － | 1● 木負・長井崎トンネル付近の道路を津波避難路に指定<br>2● 久連神社を参道の階段を津波避難路に指定<br>3● 江梨の神明神社東側の道路を津波避難路に指定 | － | 3 | 津波避難路の整備 | 短期<br>短期 |
| B6 | 津波避難路の整備 | | 危機管理課 | － | － | － | － | － | 3● 津波避難路（内28）整備補助による石垣改修 | － | － | 3 | 津波避難路の整備 | 短期 |
| B7 | 避難先の整備 | 津波避難タワーの建設 | 危機管理課 | － | － | － | － | － | － | － | (6) 民間施設の津波避難ビル指定ができない場合、避難困難地区解消のため、海沿いに津波避難タワーを検討<br>※敷地に対する規模や概算コスト等は今後整理 | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 中期 |
| | | 避難地としての公園の整備 | 緑地公園課<br>資産活用課<br>危機管理課 | － | － | 6○ 避難地としての整備の検討 | － | － | － | － | － | 60 | 減災に寄与する緑地整備(公園) | 中期 |
| | | 都市機能誘導区域を活用した避難先整備の検討 | まちづくり政策課 | － | 6 立地適正化計画と絡めて「民」の力を引き込み、新規の津波避難ビルの機能確保を誘導 | － | － | － | － | － | － | 39 | 災害に強い安全なまちづくりの推進 | 中期 |
| | | | まちづくり指導課 | | 7 耐震診断と耐震化の啓発<br>※旧耐震であるものの耐震性がある建物のつくりであると考えられるため、耐震診断を実施する | － | － | － | － | － | － | 9<br>13 | 住宅の耐震化の促進<br>特定建築物の耐震化 | 中期<br>中期 |

| 対策 | | | | 地区別の対策内容 | | | | | | | | 対策に係るＡＰ | | 対策目標期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対策名 | | | 担当課 | 避難対象エリア<br>（津波想定浸水域＋津波避難訓練対象区域） | 第二地区 | 第三地区 | 第四地区 | 静浦地区 | 内浦地区 | 西浦地区 | 戸田地区 | | | |
| C1 | 津波避難計画の策定 | | 水産海浜課<br>緑地公園課<br>観光戦略課 | － | 1　沼津港周辺（新鮮館、沼津港深海水族館、沼津魚市場、びゅうお等）<br>2　千本浜海水浴場 | 1　御用邸記念公園<br>2　島郷海水浴場 | － | － | 1　あわしまマリンパーク<br>2　伊豆三津シーパラダイス<br>3　三津海水浴場 | 1　ららら サンビーチ<br>2　大瀬崎<br>3　大瀬海水浴場 | 1　井田海水浴場<br>2　御浜海水浴場 | 20 | 事業所防災対策の促進（応急計画策定） | 短期<br>短期<br>短期 |
| C2 | 避難誘導 | サイン計画の策定 | 水産海浜課<br>緑地公園課<br>観光戦略課 | 観光客対策が必要な箇所についてサイン計画を策定 | （沼津港周辺） | （御用邸記念公園、島郷海水浴場） | － | － | （あわしまマリンパーク、伊豆三津ｼｰﾊﾟﾗﾀﾞｲｽ、三津海水浴場） | （ららら ｻﾝﾋﾞｰﾁ、大瀬崎、大瀬海水浴場） | （井田海水浴場、御浜海水浴場） | 7 | 迅速な避難のための誘導看板設置 | 短期 |
| | | 案内看板の設置 | 水産海浜課<br>緑地公園課<br>観光戦略課 | 観光客対策が必要な箇所について案内看板を設置 | （沼津港周辺） | （御用邸記念公園、島郷海水浴場） | － | － | （あわしまマリンパーク、伊豆三津ｼｰﾊﾟﾗﾀﾞｲｽ、三津海水浴場） | （ららら ｻﾝﾋﾞｰﾁ、大瀬崎、大瀬海水浴場） | （井田海水浴場、御浜海水浴場） | 7 | 迅速な避難のための誘導看板設置 | 短期 |
| | | ライフセーバーや従業員による避難誘導の実施 | 水産海浜課<br>緑地公園課<br>観光戦略課 | 観光客対策が必要な箇所について避難誘導を実施 | （沼津港周辺） | （御用邸記念公園、島郷海水浴場） | － | － | （あわしまマリンパーク、伊豆三津ｼｰﾊﾟﾗﾀﾞｲｽ、三津海水浴場） | （ららら ｻﾝﾋﾞｰﾁ、大瀬崎、大瀬海水浴場） | （井田海水浴場、御浜海水浴場） | 7 | 迅速な避難のための誘導看板設置 | 短期 |
| D1 | 収容人数基準の見直し | | 危機管理課 | － | 1　収容人数は原則1人/㎡とする | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| D2 | 津波避難ビルの指定（基準水位で改訂） | 基準水位の基準に津波避難ビルガイドラインを改訂 | 危機管理課 | 基準水位の基準に、津波避難ビルガイドラインを改訂 | － | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | 基準水位以上を避難先とし、津波避難ビルを指定 | 危機管理課 | － | 2　民間施設を津波避難ビルに指定 | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | | 危機管理課<br>下水道整備課 | － | 3　中部浄化プラントの屋外公園を津波避難ビルに指定<br>※浮遊者等が居つなどの、保安上の課題と、天窓の老朽化による落下対策などが必要（下水道課） | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | | 危機管理課<br>水産海浜課 | － | 4　ぬまづパーキング１号棟を津波避難ビルに指定 | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | 既指定の津波避難ビルについて、基準水位以上を避難先とする | 危機管理課 | － | 5　民間の津波避難ビルの収容人数を、基準水位で見直し | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | | 危機管理課<br>下水道整備課 | － | 6　中部浄化プラントの避難先を、基準水位で見直し | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| | | | 危機管理課<br>水産海浜課 | － | 7　ぬまづパーキング2号棟の避難先を、基準水位で見直し | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |

| 対策 | | | | 地区別の対策内容 | | | | | | | | | | 対策目標期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 対策名 | | | 担当課 | 避難対象エリア（津波想定浸水域＋津波避難訓練対象区域） | 第二地区 | 第三地区 | 第四地区 | 静浦地区 | 内浦地区 | 西浦地区 | 戸田地区 | 対策に係るＡＰ | | |
| D3 | 津波避難路の指定 | | 危機管理課 | － | － | － | － | － | － | － | － | 3 | 津波避難路の整備 | 短期 |
| D4 | 避難先の整備 | ビル等の建設に際し、津波避難ビル機能の確保を誘導 | 危機管理課<br>水産海浜課<br>まちづくり政策課 | － | 8 ビル等の建設に際し、津波避難ビル機能の確保を誘導 | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 中期 |
| | | 津波避難タワーの建設 | 危機管理課 | － | 9 津波避難ビル指定や新規ビルの津波避難ビル機能確保ができない場合、観光客に対応する津波避難タワーを建設 | － | － | － | － | － | － | 1 | 地域特性に応じた避難場所の整備 | 短期 |
| E1 | 要支援者に係る津波避難計画の策定 | | 社会福祉課 | 避難支援個別計画書の整備 | － | － | － | － | － | － | － | 80 | 災害時要支援者の避難支援個別計画書の整備 | 長期 |
| | | | | | | | | | | | | 82 | 介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実 | 長期 |
| E2 | 避難場所の確保 | | 社会福祉課 | 福祉避難所の充足 | － | － | － | － | － | － | － | 81 | 福祉避難所の充足 | 長期 |
| E3 | 発災時の情報伝達と案内誘導の方法についてマニュアルを整備 | | 社会福祉課 | 介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実 | － | － | － | － | － | － | － | 82 | 介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実 | 中期 |

# Ⅳ　今後の進め方

## １．地元主導の対策と避難阻害要因の解消

### （１）地元主導の対策

○「逃げ地図（推奨）」を活用し、地元主導で、以下の手順で地区の防災計画を考え、共有し、実行していくことを想定する。

①　「各自あるいは自治会ごとに、どの場所に、どの方向に逃げる」をイメージする。

②　『避難訓練など＊』で課題を共有し、どうやって進めていくかを考える。

（＊自治会の集まり、学校の授業、地域のお祭りなどにおける、地元主導の活動の場を想定）

③　地域の検討結果を『地区防災計画』にまとめ、地域で共有する。

**■　地区防災計画について（「地区防災計画ガイドライン／内閣府」）**

**【背景】**

○従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

○しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

○その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成 26 年４月１日施行）。

**【特徴】**

○地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画です。また、地区居住者等による計画提案制度が採用されていることもボトムアップ型の一つの要素です。

○地区防災計画は、都市部のような人口密集地、郊外、海側、山側、豪雪地帯、島嶼部等あらゆる地区を対象にしており、各地区の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができるように設計されており、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができます。

**■　地区防災計画の進め方**

○伊豆市では、自治会や小中一貫校の生徒等、様々な世代の参加で検討を重ね、「“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」として取りまとめた。

○計画策定後も、地元の自主的な取り組みが継続され、参加者や活動が広がっている。

### （2）まちづくりと連携した避難阻害要因の解消

○　本計画における津波避難計画は、前提として「地震等による家屋の倒壊が限定的で、理想的な津波避難の実現が可能である場合」を想定し、検討を行っている。

○　本計画における津波避難を確実にするためには、潜在的なリスクと想定される、家屋の倒壊やこれに伴う道路閉塞等、避難阻害要因に対する対策を進めていく必要があり、都市計画マスタープランに位置付けている以下の対策の推進が不可欠となる。

①　危険度判定調査

・　「防災都市づくり計画」の基礎資料として、街区単位等で、災害リスクや危険度について評価をする計画。

②　防災都市づくり計画

・　「地域防災計画」と「都市計画マスタープラン」をつなぎ、防災の観点から空間づくりについて検討する計画。

**■　防災都市づくり計画と地域防災計画、都市計画マスタープランの関係**

| | |
|---|---|
| 地域防災計画<br>（災害対策基本法に基づく計画）<br>＜主に短期的な施策を位置づけ＞ | ○市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、防災に関する業務や対策などを定めたもの |
| 防災都市づくり計画<br>（平成 9 年都市局長通知に基づく計画） | ○防災という緊急課題に対応するため、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを目的とした、防災都市づくりの基本方針及び具体的施策を定めたもの |
| 都市計画マスタープラン<br>（都市計画法に基づく計画）<br>＜主に長期的な都市の将来像を示す＞ | ○都市及び各地域の将来の市街地像を市民に分かりやすい形で示し、地域における土地利用、施設配置、地区計画等の方向付けを行うためのもの |

出典：防災都市づくり計画策定指針

## ２．観光交流人口対策と要支援者対策

### ２－１　沼津港周辺地区における観光・交流人口対策

#### （１）人口推計

○　沼津港周辺には、ピーク時に約 14,000 人（資料：RESAS 地域経済分析システム／下記参照）がいるものと推察される。

○　沼津港周辺には、津波避難施設が８箇所あり、避難可能面積計は約 7,172 ㎡である。津波避難場所の収容人員を１人／㎡で換算する場合、収容可能人数（＊収容可能人数には、避難不必要人数を含まない）は 7,172 人、不足分は 6,828 人分の 6,828 ㎡となる。

○　ただし、ピーク時であることを勘案すると、「ぬまづみなとパーキング２号棟」は満車であることも想定され、同施設の避難可能面積は 2,255 ㎡まで減じると推計される。

○　この場合、観光・交流人口約 14,000 人に対し、避難可能面積は約 5,752 ㎡となり、収容可能人数は 5,752 人となる。一方、不足分は 8,248 人分の 8,248 ㎡となる。

《避難所収容人員の不足分「8,248 人分（8,248 ㎡）」＝ピーク時人口約 14,000 人－収容可能人数 5,752 人》

■　沼津港周辺の観光・交流人口（資料：RESAS 地域経済分析システム）

○地域経済分析システム（RESAS：リーサス）は、地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供。

○　「流動人口メッシュ（携帯電話のアプリ利用者の位置情報を用いて、月別・時間帯別の流動人口を表示）」を基に、下図の範囲のピーク時（2016 年 8 月 13 時）人口を推計。

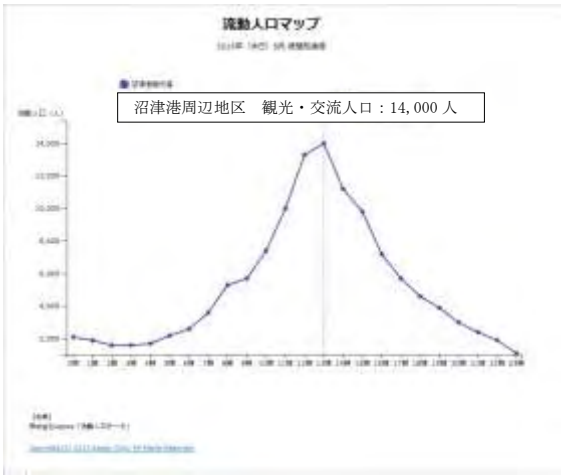

＊上図は５００ｍメッシュ

## ■　津波避難施設の分布

## ■　津波避難施設と収容可能者数の推計

| ハザードマップＮＯ | 施設名称 | 避難可能床面積 | 避難可能床面積（ピーク時） |
|---|---|---|---|
| 49 | 沼津市中部浄化プラント（管理棟） | 550 ㎡ | 550 ㎡ |
| 50 | 沼津港大型展望水門びゅうお | 710 ㎡ | 710 ㎡ |
| 51 | ポートブリッジマンション | 81 ㎡ | 81 ㎡ |
| 52 | ㈱五十嵐水産蓼原工場 | 172 ㎡ | 172 ㎡ |
| 53 | 羽野水産（株）本社 | 306 ㎡ | 306 ㎡ |
| 55 | 沼津魚類協同組合市場冷蔵庫 | 1,357 ㎡ | 1,357 ㎡ |
| 56 | ぬまづみなとパーキング２号棟 | 3,675 ㎡ | ＊2,255 ㎡ |
| 57 | 沼津魚類協同組合製氷工場 | 321 ㎡ | 321 ㎡ |
| | 避難可能面積　計 | 7,172 ㎡ | 5,752 ㎡ |

## ■　ぬまづみなとパーキング２号棟

| 避難可能階 | 面積 | 駐車枡 | 避難可能面積（満車時） |
|---|---|---|---|
| ５階 | 1,225 ㎡ | 48 台 | 745 ㎡ |
| ４階 | 1,225 ㎡ | 47 台 | 755 ㎡ |
| ３階 | 1,225 ㎡ | 47 台 | 755 ㎡ |
| 計 | 3,675 ㎡ | 142 台 | ＊2,255 ㎡ |

＊車両面積を１０㎡と設定

## （２）津波避難施設の確保の可能性と方向

○　本地区では、津波避難施設の確保の可能性として、以下が考えられる。

①　津波避難ビルの追加指定

②　ビル等の建設に際し、津波避難ビル機能の確保を誘導

③　津波避難タワー等の設置

※　「①　津波避難ビルの追加指定」で、「沼津市中部浄化プラントの水処理棟屋上」と「ぬまづみなとパーキング１号棟」が追加でき、かつ、ぬまづみなとパーキング２号棟と併せて、一時的な避難場所として２人／㎡で換算した場合には、ピーク時の約 14,000 人の観光客の収容が見込める。

○　「③タワー等の設置」は、①②の可能性が低く、かつ早急な対策が必要と判断される場合に対応か。

### １）津波避難ビルの追加指定

○　「津波避難ビルの追加指定」として以下が想定できる。

a　現在の津波避難ビルの指定基準（３階以上、ＲＣ・ＳＲＣ、新耐震）を満たしているが、現在未指定のビルを追加

b　基準水位の導入で、床やビルを追加

c　既存のビル等の耐震化

○　既指定の津波避難ビルでは、ピーク時の約 14,000 人の観光客に対し、8,248 人分の 8,248 ㎡が不足している。

○　既指定の津波避難ビルに、「a　現在未指定のビルを追加」と「b　基準水位の導入で、床やビルを追加」を合計した場合、6,722 ㎡であり、不足分は 7,553 ㎡となる。

《避難所収容人員の不足分「7,553 人分(7,553 ㎡)」＝ピーク時人口約 14,000 人－(収容可能人数 a:370 人+b:6,077 人)》

※　この他に、「沼津市中部浄化プラントの水処理棟屋上（約 3,000 ㎡／図上計測）」と「ぬまづみなとパーキング１号棟（1,000 ㎡／基準水位・ピーク時」に津波避難ビルの指定の可能性が期待できる。

※　さらに、ぬまづみなとパーキング２号棟（2,255 ㎡／基準水位・ピーク時）」と、上記２施設について、２人／㎡と換算する場合、これら３施設の収容可能人数は最大 12,510 人となる。これに既指定の津波避難ビル（基準水位、ぬまづみなとパーキング２号棟を除く／3,822 ㎡）、新規指定の見込みのある施設（基準水位／370 ㎡）を合計すると 16,702 人分となり、観光・交流人口 14,000 人の収容の可能性が期待できる。

《ピーク時人口約 14,000 人＜未指定追加分 a：370 ㎡+既指定拡張分（b：6,077 ㎡－c:2,255h ㎡＝3,822 ㎡）×人／㎡
＋その他屋上等活用分（d:12,510 人）＝16,702 人》

■　基準を満たしているが未指定のビルの分布

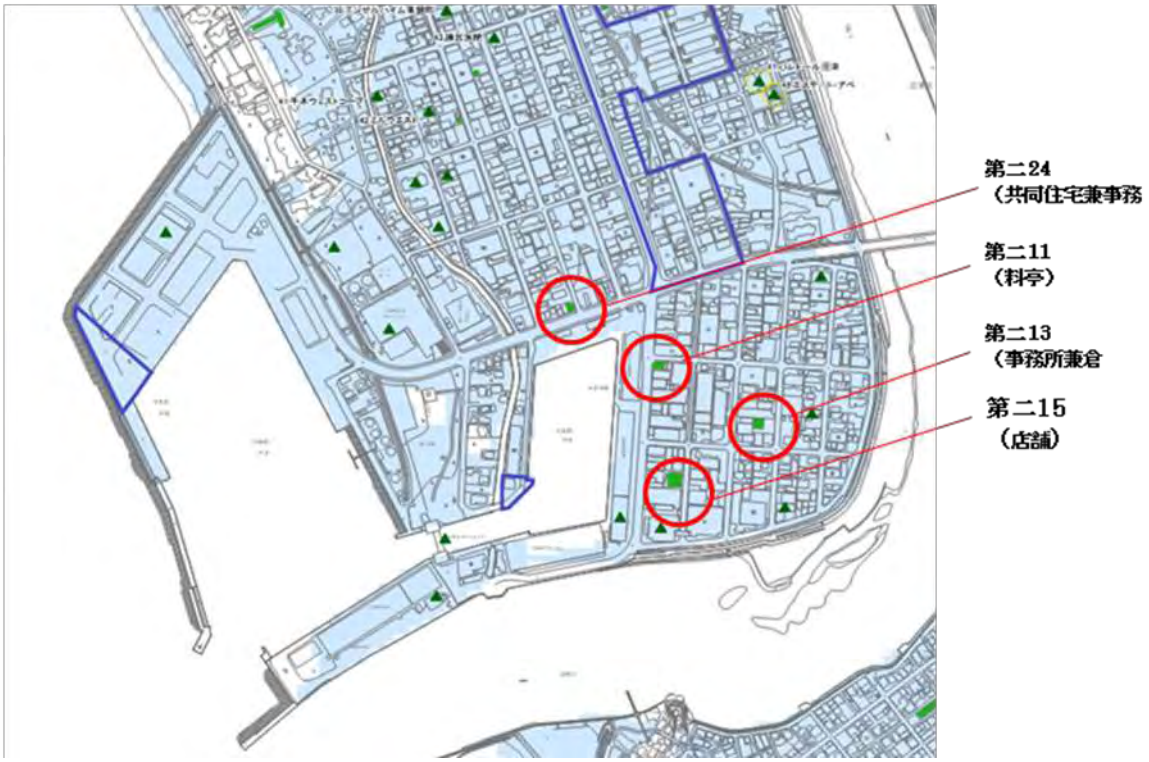


■　基準を満たしているが未指定のビルの避難可能床

| ＮＯ | 施設名称（用途） | 避難可能床面積（現在の基準） | 避難可能床面積（基準水位） | 避難可能床面積（基準水位・ピーク時） |
|---|---|---|---|---|
| 第二 11 | 料亭 | 83 ㎡ | 83 ㎡ | 3 階床、屋根 |
| 第二 13 | 事務所兼倉庫 | 0 ㎡ | 55 ㎡ | 屋根 |
| 第二 15 | 店舗 | 0 ㎡ | 119 ㎡ | 屋根 |
| 第二 24 | 共同住宅兼事務所 | 98 ㎡ | 113 ㎡ | 2～4 階床、屋根 |
| | 避難可能面積　計 | 181 ㎡ | a:370 ㎡ | |

■　既指定ビルの基準水位で拡張が可能な規模

| ハザードマップＮＯ | 施設名称 | 避難可能床面積（現在） | 避難可能床面積（基準水位） | 避難可能床面積（基準水位・ピーク時） |
|---|---|---|---|---|
| 49 | 沼津市中部浄化プラント（管理棟） | 550 ㎡ | 825 ㎡ | 825 ㎡ |
| 50 | 沼津港大型展望水門びゅうお | 710 ㎡ | 710 ㎡ | 710 ㎡ |
| 51 | ポートブリッジマンション | 81 ㎡ | 131 ㎡ | 131 ㎡ |
| 52 | ㈱五十嵐水産蓼原工場 | 172 ㎡ | 172 ㎡ | 172 ㎡ |
| 53 | 羽野水産（株）本社 | 306 ㎡ | 306 ㎡ | 306 ㎡ |
| 55 | 沼津魚類協同組合市場冷蔵庫 | 1,357 ㎡ | 1,357 ㎡ | 1,357 ㎡ |
| 56 | ぬまづみなとパーキング２号棟 | 3,675 ㎡ | 3,675 ㎡ | c:2,255 ㎡ |
| 57 | 沼津魚類協同組合製氷工場 | 321 ㎡ | 321 ㎡ | 321 ㎡ |
| | 避難可能面積　計 | 7,172 ㎡ | 7,497 ㎡ | b:6,077 ㎡ |

■　その他

| ハザードマップＮＯ | 施設名称 | 避難可能床面積（現在） | 避難可能床面積（基準水位） | 避難可能人数（基準水位・ピーク時） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | １人／㎡ | ２人／㎡ |
| ― | 沼津市中部浄化プラント水処理棟（屋上） | ― | 3,000 ㎡ | 3,000 人 | 6,000 人 |
| ― | ぬまづみなとパーキング１号棟 | ― | 1,710 ㎡ | 1,000 人 | 2,000 人 |
| 56 | ぬまづみなとパーキング２号棟 | 3,675 ㎡ | 3,675 ㎡ | 2,255 人 | 4,510 人 |
| | 避難可能面積　計 | 3,675 ㎡ | 8,385 ㎡ | 6,255 人 | d:12,510 人 |

■　沼津市中部浄化プラントのカバーエリア

■　ぬまづみなとパーキング１号棟のカバーエリア

### ２）ビルの建設に際し、津波避難ビル機能の確保を誘導

○　「ビルの建設に際し、津波避難ビル機能の確保を誘導」として、以下の２方向が考えられる。

・　立地適正化計画等との連携でインセンティブを付与しつつ、新規の建設を誘導

・　既にある施設建設の動きに対し、津波避難ビル機能の確保を誘導

○　基本は中長期的対策だが、既に施設建設の動きがあれば、津波避難施設の機能の付与について検討の価値あり。

### ３）津波避難タワー等の設置

○　「津波避難タワー等の設置」として、以下の方向が考えられる。

・　津波避難タワーを単機能で設置

・　津波避難タワーとして機能する、立体駐車場の設置

・　津波避難タワーとして機能する、ペデストリアンデッキの設置

○　比較的大きな施設となると、余地の面から、港湾区域への設置を検討する必要があると思われる

○　立体駐車場として利用する場合、防災関連の補助金の導入が見込めない懸念がある。

○　ペデストリアンデッキについては、千本港町交差点に「歩道橋」を設置する考え方がある。ただし、この場合は、歩行者の滞留を考慮すると、通常より構造を堅牢化する必要があり、事業費が嵩むことが懸念される。また、防災関連の補助金の導入可能性も不明。

○　なお、沼津市景観計画の景観形成重点地区に「沼津港周辺地区」が位置付けられており、観光地である沼津港に対して、景観への配慮も必要。

### （３）津波避難施設のカバーエリアと避難開始時間の検討について

○　以下の３か所で、避難開始時間５分、３分のそれぞれの場合の避難可能距離を検討した。

①　新鮮館北側

②　現魚市場北端

③　現魚市場南端

○　いずれの位置でも、一か所では、港大橋通以南の市街地の全域を網羅することはできない。これは、津波の進入速度が速く、また、津波の進入方向に避難することによる。

○　「①新鮮館北側」の位置では、避難開始時間５分の場合でも、既存の立体駐車場等と併せ、観光客が多くいる、港大橋通以南の市街地の西側を網羅することが可能。

○　一方、「現魚市場」の位置では、避難開始時間５分の場合、深海水族館周辺をカバーエリアとすることができない。

■　「①新鮮館北側」の避難可能距離

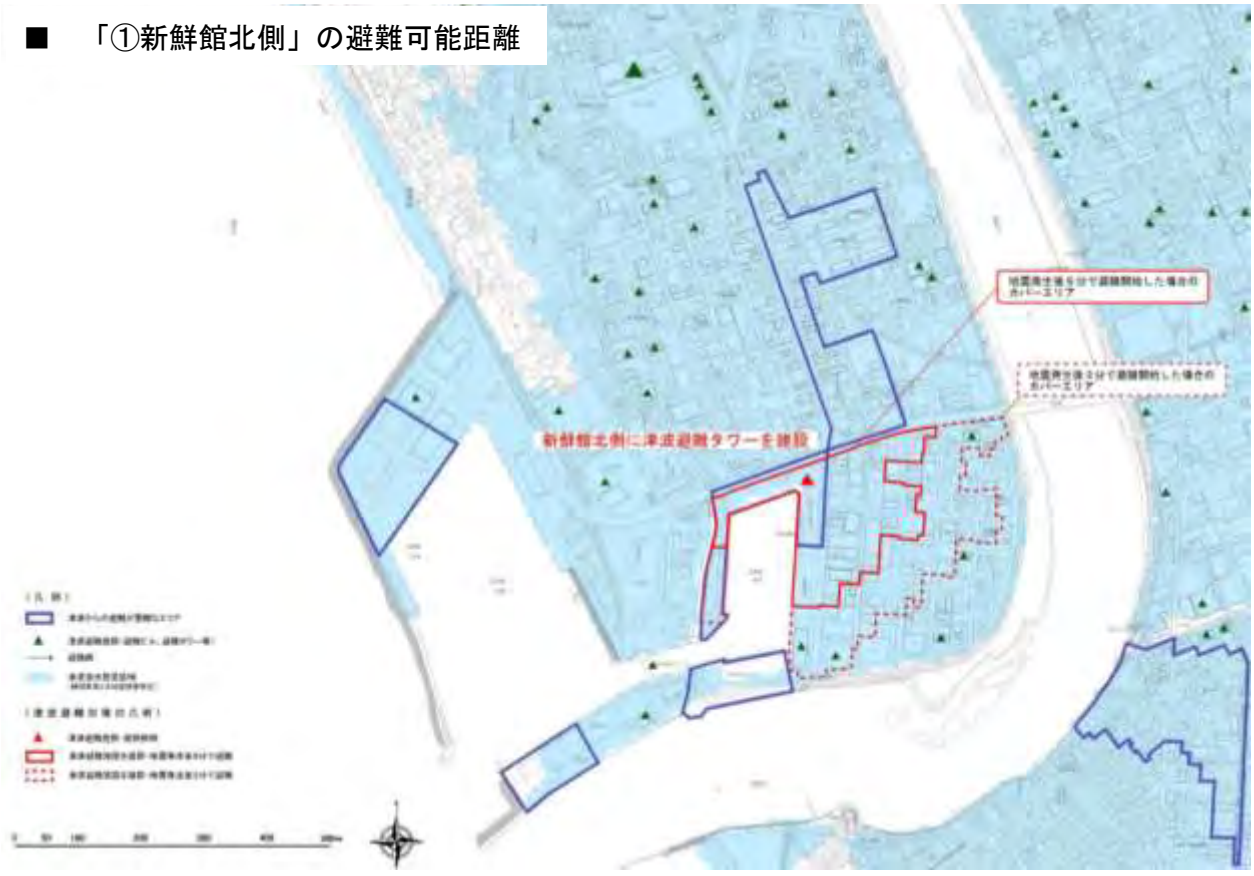

■　「②現魚市場北端」の避難可能距離

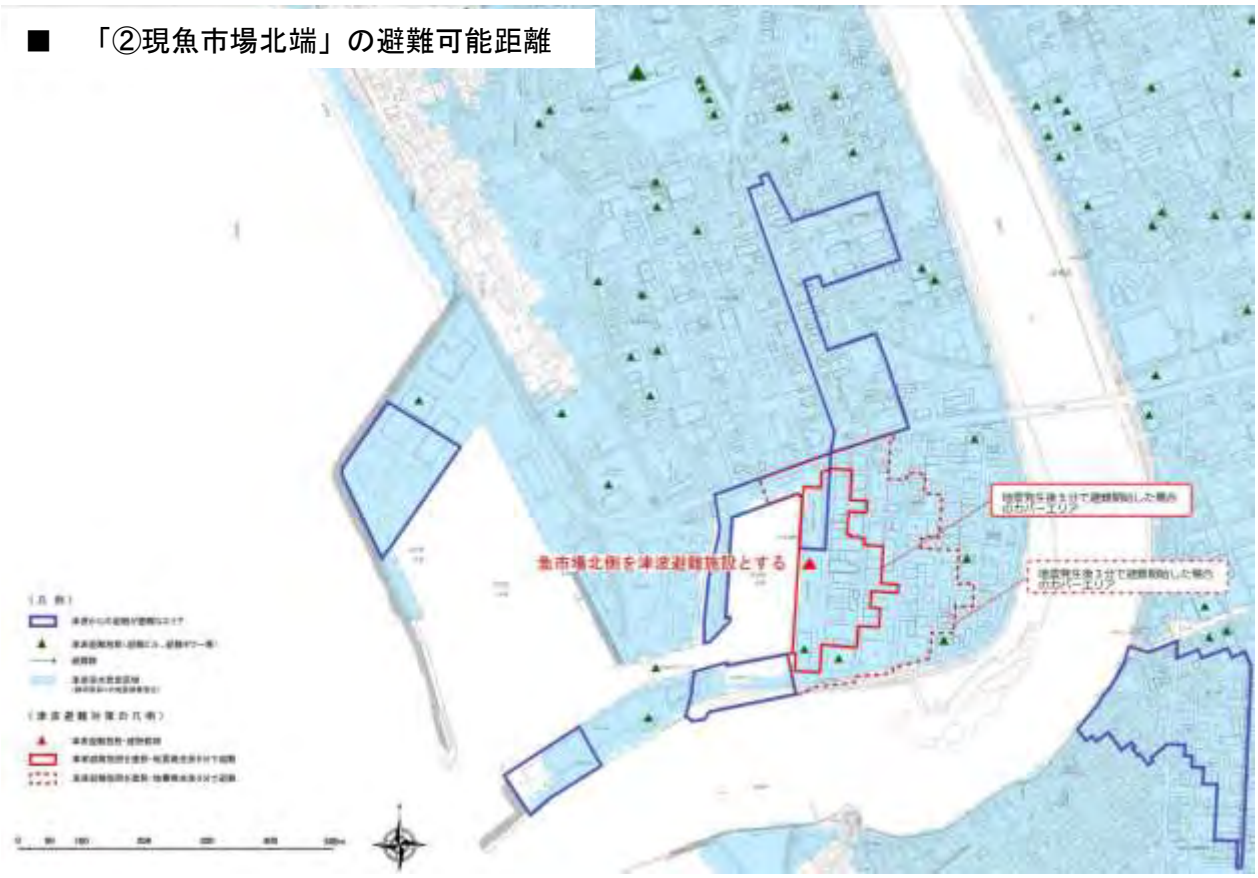


■　「③現魚市場南端」の避難可能距離

## （４）対策まとめ

### １）追加指定

○　避難開始時間を３分、「沼津市中部浄化プラントの水処理棟屋上」と「ぬまづみなとパーキング１号棟」が追加でき、かつ、ぬまづみなとパーキング２号棟と併せて、一時的な避難場所として２人／㎡で換算した場合には、ピーク時の約 14,000 人の観光客の収容が見込める。

○　下図の施設について「施設管理者に津波避難ビルの指定が可能か」を確認する必要がある。

○　なお、「沼津市中部浄化プラントの屋上」の利用については、保安上の課題、天窓老朽化に対する落下防止等が必要であると想定される。

■　津波避難ビルの指定候補施設

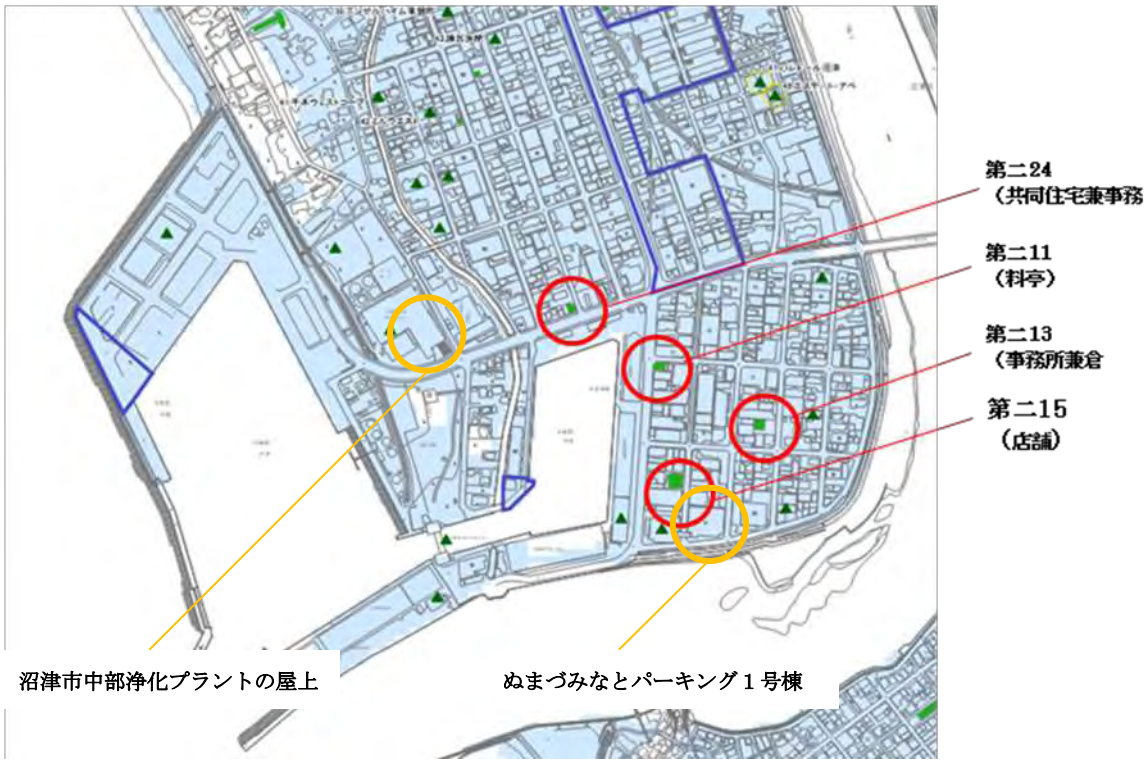

## ２）施設整備

○　次のステップとして、安全度を高めるために、港湾区域における施設整備が検討対象になる。

○　以下について、「沼津港みなとまちづくり推進計画」との整合が必要。

**―　魚市場の建替えに合わせた津波避難場所の確保**（位置は 53 頁参照）

### ■　参考：沼津港みなとまちづくり推進計画

○　「沼津港みなとまちづくり推進計画」において、以下が位置づけられている。

①　魚市場の建替え

②　新鮮館北側の広場部分に「エントランス広場」

## ２－２　大規模観光・交流施設

### （１）基本方針

#### １）対象施設

○　多くの観光・交流人口が集積する以下の施設について、津波対策を講ずることとする。

①　伊豆・三津シーパラダイス

②　あわしまマリンパーク

③　沼津御用邸記念公園

④　海水浴場・海水浴客

#### ２）対策の主体

○　対策の主体は、施設管理者とする。

○　施設管理者の要望に応じて、危機管理課が対策の必要性と考え方について助言を行う。

#### ３）避難場所の確保

○　高台もしくは構造物により、避難場所を確保する。

○　構造物により避難場所を確保する場合は、津波避難ビルの基準に準ずる。

・　構造はＲＣ・ＳＲＣ（新耐震）、避難可能床は基準水位以上とする。

・　収容人員は１人／㎡を原則とするが、施設ごとの基準を可とする。

・　避難開始時間は発災後５分、移動速度は１ｍ／秒を原則とするが、施設ごとの基準を可とする。

＊　カバーエリアの設定に係る検討は危機管理課で対応する。

#### ４）津波避難困難地区への対策

○　津波避難困難地区への対策は、施設管理者が考案し、講ずる。

○　例として、高台や避難ビル相当の施設の整備、その他危険個所の周知などが想定される。

#### ５）その他避難誘導等

○　その他、避難誘導について以下の策を講ずる。

①　避難方向・経路の設定と周知（サイン計画・整備）

②　発災時の情報伝達と案内・誘導の方法

③　安全な避難経路を担保するための対策（園路の整備等）

■　大規模観光・交流施設の浸水状況

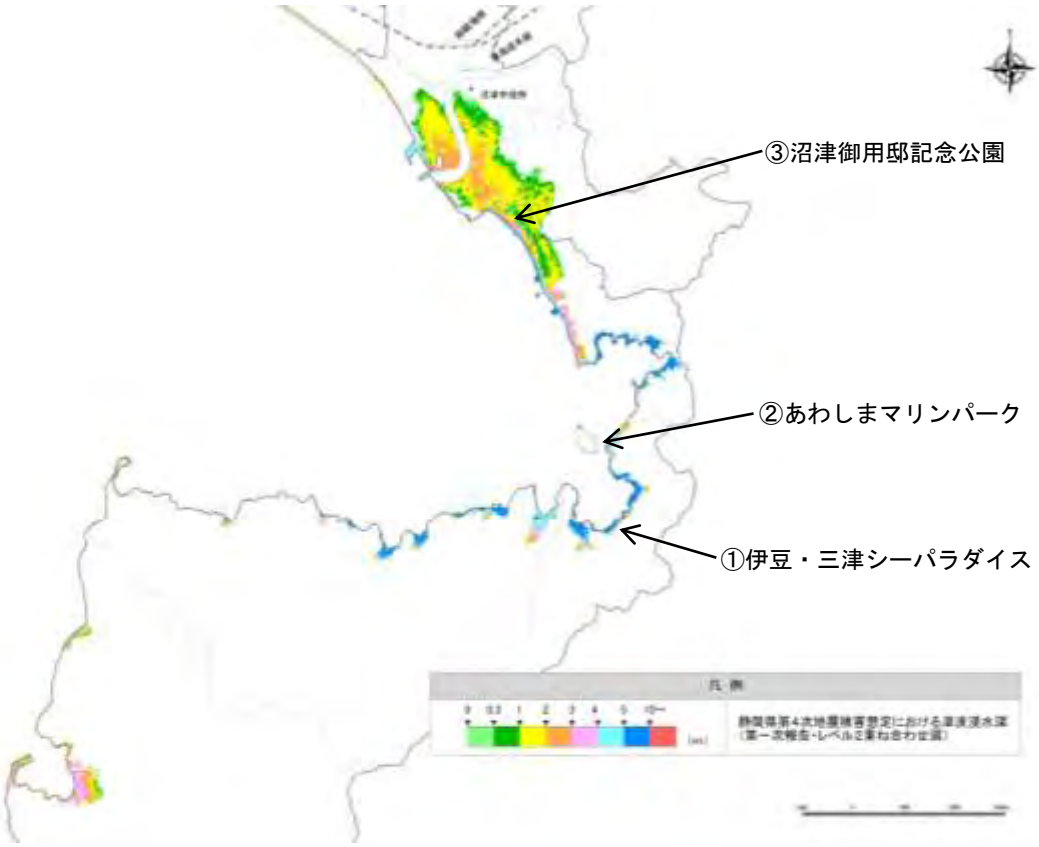

## （２）市が検討すべき対象施設

### ①　沼津御用邸記念公園

１）施設管理者による現在の避難計画について

○　津波避難に係る計画を作成済み。

○　瀬尾記念・慶友病院に避難することとしている。

○　発災時には、来場者に対し、従業員が誘導するよう指導している。また、敷地外の駐車場に案内看板を設置している。（＊沼津御用邸記念公園　担当者に電話ヒアリング）

２）避難計画（案）

○　瀬尾記念・慶友病院（指定津波避難ビル）

## ② 海水浴場・海水浴客

1）海水浴場の分布と避難の可能性

○　沼津市の海水浴場の分布と津波到達時間は下記の通りである。

（資料：沼津観光ポータル／沼津市産業振興部観光戦略課、入れ込み客数は市の統計）

| | H30 入込客数<br>（ピーク日） | 避難場所の有無 | 津波到達時間 |
|---|---|---|---|
| ①千本浜海水浴場 | 414 | 堤防裏の非浸水域 | ５～６分 |
| ②島郷海水浴場 | 830 | 非浸水域 | ８～９分 |
| ③三津海水浴場 | － | 松涛館、指定避難路 | １０～１１分 |
| ④らららサンビーチ | 3,000 | 指定避難路 | ８～９分 |
| ⑤大瀬海水浴場 | 1,800 | 指定避難路 | ４～５分 |
| ⑥大瀬崎 | － | 非浸水域（高台） | ３～４分 |
| ⑦井田海水浴場 | 620 | 非浸水域 | ３～４分 |
| ⑧御浜海水浴場 | 1,780 | 非浸水域 | ４～５分 |

2）津波避難に係る対応の現状と方向

○　レベル２津波の津波到達時間を勘案すると、これに対する万全の対策は困難である。

○　しかしながら、可能な範囲で対策を講じることは、万全とはいかないが幾ばくかの効果は期待できる。避難場所の確保、案内看板の設置やライフセーバーによる案内などを検討。

## ２－３　要支援者対策

○　アクションプランに基づき、「市民福祉部署」による以下の実施を推進する。

①　災害時要支援者の避難支援個別計画書の整備（ＡＰ８０）

②　介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実（ＡＰ８２）

③　福祉避難所の充実（ＡＰ８１）

④　重度身体障害者等に対する防災対策の実施（ＡＰ８３）

### （１）災害時要支援者の避難支援個別計画書の整備

○　以下の実施が想定される。

・　「災害時要支援者の避難支援個別計画書」作成を、積極的にすすめるための情報周知の実施。

・　モデル事業として、個別計画書づくりを市も重点的に関わりながら具体的に推進し、取組んだ地区の事例を整理し、他地区への展開を進めていく。

### （２）介護施設・高齢者福祉施設の防災体制の充実

○　「高齢者福祉施設等防災計画策定」を支援。

### （３）福祉避難所の充実

○　民間施設（社会福祉施設、宿泊施設等）との協定締結の推進。

○　浸水域における既存施設の耐震化の促進と、防災体制の充実。

### （４）重度身体障害者等に対する防災対策の充実

○　家屋の耐震化等の支援。

○　家具などの転倒・落下防止に対する補助金。